

目 次

12月7日(火曜日)第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会(午前10時00分).....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 議第75号から日程第17 議第89号まで.....	4
平野市長提案説明.....	5
散 会(午前10時25分).....	10

12月16日(木曜日)第2号

議事日程.....	11
本日の議会に付した事件.....	11
出席議員.....	12
欠席議員.....	12
説明のために出席した者の職氏名.....	12
職務のために出席した事務局職員の職氏名.....	13
開 議(午前10時00分).....	14
日程第1 質 疑(議第75号から議第89号まで).....	14
19番 小森英明議員質疑.....	14
室戸教育次長答弁.....	14
19番 小森英明議員要望.....	16
6番 村瀬隆彦議員質疑.....	16
松影産業経済部長答弁.....	16
6番 村瀬隆彦議員質疑.....	16
松影産業経済部長答弁.....	17

13番 寺町知正議員質疑.....	17
垣ヶ原総務部長答弁.....	17
13番 寺町知正議員質疑.....	17
垣ヶ原総務部長答弁.....	18
13番 寺町知正議員質疑.....	18
垣ヶ原総務部長答弁.....	18
16番 藤根圓六議員質疑.....	18
梅田水道部長答弁.....	19
16番 藤根圓六議員質疑.....	19
室戸教育次長答弁.....	20
休 憩（午前10時25分）.....	20
再 開（午前10時26分）.....	20
22番 久保田 均議員質疑.....	20
室戸教育次長答弁.....	21
22番 久保田 均議員質疑.....	21
室戸教育次長答弁.....	21
13番 寺町知正議員質疑.....	21
小林教育長答弁.....	22
13番 寺町知正議員質疑.....	22
小林教育長答弁.....	22
13番 寺町知正議員質疑.....	22
小林教育長答弁.....	22
13番 寺町知正議員質疑.....	22
小林教育長答弁.....	23
15番 中田静枝議員質疑.....	23
室戸教育次長答弁.....	23
船戸企画部長答弁.....	24
14番 渡辺政勝議員質疑.....	24
室戸教育次長答弁.....	25
14番 渡辺政勝議員質疑.....	25
室戸教育次長答弁.....	25
14番 渡辺政勝議員質疑.....	25

室戸教育次長答弁	26
13番 寺町知正議員質疑	26
長野基盤整備部長答弁	26
13番 寺町知正議員質疑	26
長野基盤整備部長答弁	27
13番 寺町知正議員質疑	27
松影産業経済部長答弁	27
13番 寺町知正議員質疑	27
船戸企画部長答弁	28
13番 寺町知正議員質疑	28
船戸企画部長答弁	28
13番 寺町知正議員質疑	29
嶋井助役答弁	29
13番 寺町知正議員質疑	29
嶋井助役答弁	30
13番 寺町知正議員質疑	30
室戸教育次長答弁	31
13番 寺町知正議員質疑	31
室戸教育次長答弁	33
13番 寺町知正議員質疑	34
休 憩（午前11時13分）	34
再 開（午前11時14分）	34
室戸教育次長答弁	34
和田総務部次長兼企画部次長答弁	34
13番 寺町知正議員意見	35
15番 中田静枝議員質疑	35
船戸企画部長答弁	35
15番 中田静枝議員質疑	35
土井保健福祉部長答弁	36
散 会（午前11時20分）	36

12月17日（金曜日）第3号

議事日程.....	37
本日の会議に付した事件.....	37
出席議員.....	37
欠席議員.....	37
説明のため出席した者の職氏名.....	37
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	38
開　　議（午前10時03分）.....	39
日程第1　一般質問.....	39
1．19番　小森英明議員質問.....	39
（1）トンネル掘削残土の処分は	
長野基盤整備部長答弁.....	40
小森英明議員質問.....	40
長野基盤整備部長答弁.....	41
小森英明議員要望.....	41
2．9番　影山春男議員質問.....	41
（1）確定申告相談の対応は	
垣ヶ原総務部長答弁.....	42
影山春男議員質問.....	43
垣ヶ原総務部長答弁.....	43
影山春男議員要望.....	44
3．3番　横山哲夫議員質問.....	44
（1）地籍調査の推進について	
長野基盤整備部長答弁.....	45
横山哲夫議員質問.....	46
長野基盤整備部長答弁.....	46
横山哲夫議員質問.....	47
長野基盤整備部長答弁.....	47
4．15番　中田静枝議員質問.....	48
（1）安心できる山県市国保制度のために	
長屋市民部長答弁.....	50
中田静枝議員質問.....	52
長屋市民部長答弁.....	53

(2) 地域産業支援策として住宅リフォーム助成制度の創設を 松影産業経済部長答弁.....	54
(3) 自主運行バスの改善を 船戸企画部長答弁.....	55
休 憩 (午前11時14分)	56
再 開 (午前11時30分)	56
5 . 11番 谷村松男議員質問.....	56
(1) 自主防災組織の充実と防災意識の高揚について 垣ヶ原総務部長答弁.....	59
谷村松男議員質問.....	60
垣ヶ原総務部長答弁.....	61
谷村松男議員要望.....	61
休 憩 (午前11時55分)	62
再 開 (午後 1 時00分)	62
6 . 2 番 尾関律子議員質問.....	62
(1) 行政サービスについて 垣ヶ原総務部長答弁.....	62
(2) 防災対策について 垣ヶ原総務部長答弁.....	63
室戸教育次長答弁.....	64
(3) A E D 設置について 岡田消防長答弁.....	66
尾関律子議員質問.....	66
岡田消防長答弁.....	66
7 . 13番 寺町知正議員質問.....	67
(1) 美山のおいしい水とカルシウム 梅田水道部長答弁.....	67
(2) 多重債務者問題への取り組み開始を 垣ヶ原総務部長答弁.....	70
寺町知正議員質問.....	70
垣ヶ原総務部長答弁.....	71
(3) 建築廃材 (木くず) の処理に係るチップの大量堆積問題について	

嶋井助役答弁.....	74
寺町知正議員質問.....	76
嶋井助役答弁.....	76
散 会（午後 1 時49分）.....	77
1 2 月 2 2 日（水曜日）第 4 号	
議事日程.....	79
本日の会議に付した事件.....	80
出席議員.....	82
欠席議員.....	82
説明のため出席した者の職氏名.....	82
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	83
開 議（午前10時00分）.....	84
日程第 1 討 論.....	84
15番 中田静枝議員反対討論.....	84
日程第 2 採 決.....	85
日程第 3 発議第 8 号.....	87
20番 村瀬伊織議員提案説明.....	87
日程第 4 質 疑.....	88
日程第 5 討 論.....	88
日程第 6 採 決.....	89
日程第 7 発議第 9 号.....	89
14番 渡辺政勝議員提案説明.....	89
日程第 8 質 疑.....	90
日程第 9 討 論.....	91
日程第10 採 決.....	91
休 憩（午前10時20分）.....	91
再 開（午前10時40分）.....	91
日程第11 環境保全対策特別委員会委員長報告について.....	91
日程第12 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について.....	92
日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告について.....	94
日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について.....	94

閉 会（午前10時53分）	95
会議録署名者	95

山県市議会定例会会議録

第1号 12月7日(火曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成16年12月7日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議第76号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議第77号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例について
- 日程第6 議第78号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第7 議第79号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第8 議第80号 山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第9 議第81号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 日程第10 議第82号 岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第11 議第83号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議第84号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議第85号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議第86号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第15 議第87号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第16 議第88号 財産の取得について
- 日程第17 議第89号 市道路線の認定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議第76号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議第77号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例について
- 日程第6 議第78号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

- 日程第7 議第79号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
日程第8 議第80号 山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
日程第9 議第81号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
日程第10 議第82号 岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約について
日程第11 議第83号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第12 議第84号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議第85号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第14 議第86号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第15 議第87号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
日程第16 議第88号 財産の取得について
日程第17 議第89号 市道路線の認定について
-

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林囿之君

総務部長	垣ヶ原 正 仁 君	企画部長	船 戸 時 夫 君
市民部長	長 屋 義 明 君	保健福祉 部 長	土 井 誠 司 君
産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	岡 田 達 雄 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	堀 達 也
------	-------	-----	-------

午前10時00分開会

議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成16年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（藤垣邦成君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により、議長において6番 村瀬隆彦君、21番 大西克巳君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（藤垣邦成君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会は、本日から12月22日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月22日までの16日間と決定しました。

日程第3 議第75号から日程第17 議第89号まで

議長（藤垣邦成君） 日程第3、議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第4、議第76号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第77号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例について、日程第6、議第78号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、日程第7、議第79号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、日程第8、議第80号 山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について、日程第9、議第81号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について、日程第10、議第82号 岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約について、日程第11、議第83号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第5号）、日程第12、議第84号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議第85号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第14、議第86号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第15、議第87

号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について、日程第16、議第88号 財産の取得について、日程第17、議第89号 市道路線の認定について、以上の15件を一括議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成16年山県市議会第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には師走に入り大変お忙しい中、早朝より御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、全国知事会を初めとする地方六団体は、「骨太の方針2004」に基づき、3兆円規模の税源移譲に対応する国庫補助負担金の改革案を取りまとめるようにとの政府の要請を受けて、三位一体改革に関する諸点について議論を尽くした上、「小異を捨てて大同につく」という観点に立ち、一致結束して改革案を取りまとめたところでございます。

これを受けて、先般、政府・与党が決定した三位一体改革の全体像は、平成17年度、18年度の総額2兆8,000億円程度の補助金削減を柱とするもので、地方への税源移譲は今年度分を合わせて2兆4,000億円程度となり、いずれも3兆円の目標には届かないものでありましたが、地方六団体としてはとりあえずこれを受け止めることとなりました。

今後は、地方六団体と協力し、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムを構築されるように協議を深めてまいり所存でございます。議員各位におかれましては、一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、当市の社会教育及び学校教育に関連して、栄えある賞を受賞いたしましたので、御報告させていただきます。

「山県市文化の里 古田紹欽記念館」が、地域にふさわしい景観形成の貢献度や、オープンスペースの確保、敷地内緑化など、公的空間の整備に寄与していることなどから総合的に評価されまして、岐阜県知事表彰である「岐阜県21世紀ふるさとづくり芸術賞」の優秀賞を受賞いたしました。

また、高富小学校では、「地域で学ぶ・地域を学ぶ・地域に学ぶ」の観点から、地域素材の教材化などの積極的な活用とともに、体験活動を通じて、人や物を大切にする心を育てている成果を認められまして、今年度の岐阜県優秀校として表彰を受けました。

「豊かな心と文化を育むまちづくり」を「新市まちづくり計画」の主要施策の一つに掲げ、現在推進中であることを考えますと、この喜びを市民の皆様とともに分かち合い、今後のまちづくりの糧としてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会における案件につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

本日提案いたしております案件は、人事案件 1 件、条例案件 7 件、補正予算案件 3 件、その他の案件 4 件の計 15 案件でございます。これより、この議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

それでは、資料ナンバー 1、議第 75 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、山県市の人権擁護委員は 8 名の方に御就任をいただいております。そのうち、山県市谷合 1278 番地の 1 にお住まいの臼井敏雄氏が平成 17 年 2 月 28 日をもって任期満了となることから、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー 2、議第 76 号 山県市公民館条例の一部を改正する条例につきましては、平成 9 年 4 月に北山小学校が谷合小学校に編入され、平成 13 年 4 月には北武芸、谷合、葛原小学校がいわ桜小学校に新設統合されました。公民館につきましては、そのまま地区公民館として継続してまいっております。1 小学校区 1 公民館を基本に、いわ桜公民館とし、現在の北武芸、谷合、葛原、北山公民館をそれぞれ、いわ桜公民館の分館とするものでございます。

なお、これに伴う関係条文の規定整備も同時に行おうとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 3、議第 77 号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例につきましては、文化の里花咲きホールを平成 17 年 2 月 20 日に開館させることに伴い、ホールの設置条例を制定するものでございます。

この条例は、心の豊かさが求められている 21 世紀において、山県市民の教養や芸術文化活動の振興及び向上を目指し、地域づくりを推進するための山県市文化の里花咲きホールを設置するもので、施設の名称、位置、事業内容、使用の許可や制限、施設の使用料等を定めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー 4、議第 78 号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議につきましては、平成 17 年 1 月 31 日に揖斐郡揖斐川町、同谷汲村、同春日村、同久瀬村、同藤橋村及び同坂内村が配置分合により廃止されるため、現在この 6 町村それぞれとの間で結んでおります証明書の交付等の事務委託について廃止するものでございます。

続きまして、資料ナンバー 5、議第 79 号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議につきましては、平成 17 年 2 月 7 日に武儀郡武芸川町、同郡武儀町、同郡洞戸村、同郡板取村及び上之保村が関市に編入合併されるため、現在この 5 町村それぞれの間において結んでおります証明書の交付等の事務委託について廃止するものでございます。

続きまして、資料ナンバー 6、議第80号 山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議につきましては、資料ナンバー 4、議第78号で提案しておりますが、平成17年1月31日に揖斐郡の6町村が配置分合により廃止されまして、揖斐川町が新設されますので、揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託を新たに制定するものでございます。

続きまして、資料ナンバー 7、議第81号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少につきましては、配置分合により平成17年2月13日をもって恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町及び蛭川村が廃止され、同日付で中津川市に編入されることになり、構成町村の数に減少がありますので、地方自治法第286条の規定により協議をお願いするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 8、議第82号 岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約につきましては、平成17年2月7日をもって武儀郡洞戸村、同郡板取村及び同郡武芸川町の区域の全部が関市に編入されることに伴い、岐北衛生施設利用組合を構成する地方公共団体の数を減少するとともに、規約の所要の変更を行う必要がありますので、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

続きまして、資料ナンバー 9、議第83号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,758万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を152億3,254万8,000円とするほか、新たに繰越明許費を設定し、債務負担行為及び地方債の変更をしようとするものでございます。

主な内容につきまして、歳出の款ごとにその概要を御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、条例改正のほか、規則、要綱等、本市の例規集に編さんされているものを加除するために必要な経費として、消耗品費と委託料を合わせて378万円を追加計上いたしております。

民生費につきましては、各種福祉医療費が当初の見込みよりも需要が多いため、総額で1,948万7,000円を追加計上いたしております。なお、これに伴う県補助金としては1,120万円を歳入補正として計上いたしております。

また、土木費につきましては、市営住宅「サンセイス美山」の入居者の退去に伴うリフォームの経費として60万円を追加計上いたしております。

また、教育費につきましては、3年に1回行われます教科書の見直しにより、平成17年度から使用する教科書が岐阜地区教科書採択協議会において選定されたのを受け、指導用教材の購入費として1,032万4,000円を計上いたしております。

次に、災害復旧費につきましては、さきの台風23号の影響を受け、現在整備中でございます公共林道椿野・はじかみ線の一部が崩壊するなどの災害が発生いたしましたため、その復旧費として1,339万2,000円を計上いたしております。これにつきましては、50%分の県支出金と残りの8割相当分の災害復旧事業債を見込んでおります。ちなみに、この災害復旧事業債につきましては、償還額の95%分が地方交付税に参入されるという大変有利な地方債でございます。

次に、歳入につきましては、ただいま申し上げました県支出金や市債のほかに、今般の補正に必要な財源として、普通交付税2,438万7,000円を計上いたしております。

また、繰越明許費につきましては、椿野・はじかみ林道の災害復旧工事が年度内に完了しない見込みのため1,300万円を計上するとともに、これに伴い、既に発注済みの林道開設工事も年度内に完了しない見込みとなるため、5,700万円を計上するものでございます。

債務負担行為につきましては、山口市イベント実行委員会への補助金について新たに900万円を追加するものでございます。平成17年度の春に開催予定のイベントに対し、今から準備が必要であるため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、資料ナンバー10、議第84号 平成16年度山口市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億3,273万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を28億9,198万7,000円とするものでございます。

医療保険制度につきましては、医療費抑制のための施策が各種施されておりますが、老人保健制度の対象年齢引き上げに伴い、国民健康保険被保険者の高齢化の比率が高まるなど、国民健康保険における医療費は高騰し続けております。このため、医療給付費、高額療養費について当初の見込みよりも多く需要が発生しておりますので、今般追加補正をするものでございます。

また、老人保健医療費拠出金や介護納付金等につきましては、今年度の金額が確定いたしましたので、追加補正するものでございます。

これらの歳出補正額に連動して増加となる国庫支出金、療養給付費交付金につきましては、応分の追加補正をいたしまして、なお不足する財源につきましては前年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー11、議第85号 平成16年度山口市水道事業会計補正予算(第4号)につきましては、既定の資本的支出予定額に128万1,000円を追加するほか、債務負担行為の追加をするものでございます。

現在、本市水道事業の基本計画を策定中でございますが、高富水源地の受変電設備に

については稼働以来30年が経過いたしておりまして、点検結果において、故障する可能性が高くなったという報告もございましたので、ライフライン確保のためにも早急に更新改良する必要が発生しましたため、予算の追加補正をするものでございます。

設計監理料と工事費を合わせて6,037万5,000円が必要となるものですが、受変電設備は新たに製作する必要があり、相当の期間を有しまして、年度内に完了することができない状況でございます。このため、今年度分は設計委託料分として128万1,000円を追加し、工事費と監理料合わせて5,909万4,000円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、資料ナンバー12、議第86号 山県市過疎地域自立促進計画の変更でございますが、平成15年度に、平成15年度、16年度の2カ年間の過疎地域自立促進計画を策定いたしました。事業の追加または中止等大幅な事業量の増減が生じたので、計画の変更を行うものでございます。

次に、資料ナンバー13、議第87号 山県市過疎地域自立促進計画の策定につきましては、平成17年度から平成21年度までの5カ年間の新たな過疎地域自立促進計画を策定するものでございます。

計画の変更は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項、計画の策定は同法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー14、議第88号 財産の取得につきましては、山県市有線テレビ施設整備事業において、岩佐テレビ共同受信施設の伝送路及び引き込み線約16キロメートルほか一式を山県市有線テレビ施設の一部として利用するため、山県市が岩佐テレビ共同受信施設組合より取得するため売買契約を締結いたしまして、地方自治法第96条第1項第8号及び山県市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー15、議第89号 市道路線の認定につきましては、高富地域で2路線、伊自良地域で1路線の市道を認定しようとするものでございます。

以上、概要を御説明申し上げましたが、十分に御審議賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（藤垣邦成君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

議長（藤垣邦成君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日8日より15日までは、議案精読のため休会といたします。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。
本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。
御苦労さまでした。

午前10時25分散会

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 12月16日(木曜日)

議事日程 第2号 平成16年12月16日

日程第1 質 疑

- 議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第76号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例について
- 議第78号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第79号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第80号 山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 議第81号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第82号 岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約について
- 議第83号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第84号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第85号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第86号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第87号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議第88号 財産の取得について
- 議第89号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第76号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例について
- 議第78号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第79号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第80号 山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する

協議について

議第81号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
議第82号	岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約について
議第83号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第84号	平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第85号	平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）
議第86号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第87号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
議第88号	財産の取得について
議第89号	市道路線の認定について

出席議員（21名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林囃之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君

市民部長	長 屋 義 明 君	保健福祉 部	土 井 誠 司 君
産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	岡 田 達 雄 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部長	和 田 真 吾 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	堀 達 也
------	-------	-----	-------

午前10時00分開議

議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（藤垣邦成君） 日程第1、質疑。

質疑は、7日に議題となりました議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議第89号 市道路線の認定についてまでの議案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

小森英明君。

19番（小森英明君） 資料2番の公民館の中に分館になるというようなことが書いてあるわけですがけれども、そういうのはやっぱり地域の自治会とか公民館長さんとか、そういう方の理解は得られてあるんだとは思いますがけれども、そういうことを確認させていただきます。

それから、公民館の中で、要は小学校校下とあるわけですがけれども、その校下の中に富波小学校へ北武芸地区の佐野地区から通学されておられるわけですがけれども、公民館行事なんかについては、旧村といいますか北武芸の方の付き合いをしたりとか富波の方の付き合いをしたりとか、そういうようなことが出てくるんですけれども、それは両方の付き合いをするのか片方だけにしなさいということになるのか、任せておくのでどういふふうでもいいので付き合いってくださいというふうになるのか、そういう点もお聞きしたいということと、もう一つ、公民館の行事ですがけれども、資料9の中に春のイベントに対して900万円を支出するというふうになっておりますが、そういうようなことは、公民館の行事についてでも4月から行事を始めたいけれども、金がないから行事ができないという話を時々聞くわけです。そういうふうで公民館の行事についても早く取りかかれるようにしてもらいたい。そういうことについてはどういふふうに思っておられるのかお聞きします。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 小森議員の御質疑にお答えいたします。

第1点目の今回公民館の条例の一部改正ということをお願いをしておる部分でござい

ますが、この経緯につきましては、平成16年2月でございますが、そこからそれぞれの館長さんに御協議をお願いしてまいった経緯がございます。この理由といたしましては、それぞれ公民館活動が小学校区を単位として活躍していただく、その方が活動においても非常にやりやすいということがございますが、美山の地域におきましては、御承知のように学校統合の変遷の中で、この公民館の編成替えという部分が少し対応が遅れております。そんな関係で、私どもから16年2月にそれぞれの該当の公民館長さんの方へ問題を提起させていただきました。その結果、それ以後4回ほど協議をもっておりますが、それぞれ最初のお話の説明の中で公民館長さんの御意見として一度持ち帰って公民館の運営審議会の席でも話しをしたいということがございまして、そういった経緯を踏まえまして、今日の条例改正の上程ということになりました。

それで、今御指摘のそれぞれの自治会長さんは御存じかということでございますが、それぞれ公民館の運営審議会の委員として地元の連合の自治会長さんが入っていただいておりますので、その席で十分説明はされた後の意思の決定をいただいたというふうに思っておるところでございます。

それから、それぞれの公民館のいわゆる活躍の地域の問題でございますが、今御指摘のように、佐野自治会地区が子供らは富波小学校区として就学区域が定められておりまして、富波小学校に登校をいたしております。そういった関係で公民館の規約に基づきますいわゆる主として地元の小学校区を中心にして活動するという内容からいきますと、御指摘のように少し違いが出てまいっております。これも私どもでは、佐野自治会長さんを初め関係者の皆さん方には、できるだけそういった小学校単位の公民館活動ができやすいようにということをお願いをしておるところでございます。しかしながら、実際には子供の通学区とそれぞれ親御さんの今までの経緯の中での心の持ち方も少し差がございまして、すべてが富波公民館にそれぞれ活動の場を求めてみえるというわけではございません。現在も北武芸公民館にそれぞれ基軸を置いた親御さんの活動もございます。しかし今後、今申し上げたようにそれぞれの活動区域というものを主として定めておりますので、何とか御協力をいただいて、そういった形にさせていただきたいというふうに今後もお願いをしてみたいというふうに考えております。

それから、第3点目の行事に伴いますそれぞれの予算立ての話でございますが、通常、3月議会におきまして新年度の予算をお認めいただくわけでございますが、私どもといたしましては4月1日以降、それぞれの公民から補助金の申請をいただければ、事務は速やかに処理をいたしまして、交付をしておるところでございますし、中にはそれぞれの役員構成の関係で申請が遅れておる公民館もあろうかと思いますが、事務体制といた

しましては、新年度速やかに対応できる体制をとっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君。

19番（小森英明君） 最初に聞いた地域のことについては、自治連合会長さんも参加しておられるということで、まだ末端までは行き届いておるかどうかがちょっと疑問に思いますけれども、そういうふうでいいと思っております。

それから、佐野自治会の取り扱いについては、やはり富波の方へも参加できるような役員さんを指名してもらおうとか、その地区の中で何か今までですとそういうことはなかったようなふうですので、そういうような指導ができる分については、指導になるのかお願いになるのかわからないけれども、しておいていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、行事の予算ですけれども、なかなか公民館長も知ってみえないのかどういふふうなのかわからないんですけれども、今までですとどうしても金がないので事業がすぐにできない、それで4月、5月というのはできるだけ行事を入れぬようにしてある、陽気が一番いいときなんだけれどもというような話も聞いておりますので、金は速やかにということですが、どれぐらいかわからぬけれども、とにかく要望があったらすぐ出せるようにしていただきたいということも徹底しておいてください。

以上です。

議長（藤垣邦成君） ほかに質疑ありませんか。

村瀬隆彦君。

6番（村瀬隆彦君） 議第87号の山県市過疎地域自立促進計画の策定についてお聞きしたいんですが、14ページに温泉掘削、温泉施設とありますが、これはどのような目的のどういう計画なのかお尋ねします。

議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 村瀬議員の御質疑にお答えします。

先ほどの温泉掘削の関係でございますが、一応谷合地区の活性化ということで今回計上させていただきましたが、これは過疎地域の計画でございますので、1年ずつのローリング計画で進めていきたいと思っておりますので、これから協議の中で進めていきます。よろしくをお願いします。

議長（藤垣邦成君） 村瀬隆彦君。

6番（村瀬隆彦君） 谷合地域ですね。目的は地域の活性化のための温泉ですか。

議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 地域の活性化というか、谷合地区を地域のための活性化、ひいては山県地域の活性化のために取り入れていきたいと思っています。

議長（藤垣邦成君） 村瀬隆彦君。

6番（村瀬隆彦君） 今後の中で契約案が出てくるということですね。わかりました。

議長（藤垣邦成君） ほかに質疑ありませんか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは三つほどですので、一つずつお尋ねしますけれども、まず補正予算ですけれども、議第83号、資料の9です。補正予算で8ページですけれども、歳出の総務管理費の一般管理費ということで総務部長にお尋ねしますけれども、説明では例規集の更新データ作成委託料ということで252万円ですか挙がっていますけれども、当初予算で315万円ほどあったと思うんですが、それに近いぐらいの額の補正というのは通常考えられないんですけれども、一体どういう経緯なのかということをお尋ねします。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） それではお答えします。

これは例規集の関係でございますが、当初予算では1,000ページを予定して予算計上させていただいたところですが、合併してそう日がないということでいろいろな条例、規則の整備がなされまして、思っていたよりもたくさんの条例、規則の改正等もございまして、大体1,000ページで予約したものが1,800ページぐらいになるのではないかとということで、その800ページ分を今回補正させていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

それで、すべての378万円全部が例規集の関係でございまして、需用費の126万円と委託料の252万円でございますが、消耗品費の方におきましては、お手元にも渡っております例規集の加除でございます。1ページ分1,575円。それから、委託料の方が、データ作成委託料ということで1ページ分3,150円、年度当初単価契約をしておりますので、その単価に800ページ分を加えまして計上させていただいたような次第でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 例規集ですべてだということですが、今のデータ作成料1ページ3,150円ですか、すごい高いなと思いましたが、これはデータをつくるわけですが、実際にいろんな自治体、今インターネットで自治体の条例、例規集を公開

しているところが多いわけですが、山県はちっともそれが出てこないんですが、こういったお金をかけてデータをつくる、ペーパーの加除はともかく、データがあるのに市民に提供していかないというのは非常に理解しがたいし、有効な利用という意味でも非常にもったいないのではないかと思います。それから、私たち議員としても、例規集は膨大な中から探すというのは大変ですし、それを入力するのも大変なんですけど、データは多くに提供して初めてお金をかけた価値があると思うんですけども、これは一体どうするつもりですか、今後。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 当初予算のときには、秋ごろホームページに入れたいということの答弁をしておったようでございますけれども、現在のところ庁舎内とかイントラ版でのあれがしてあるわけでございますが、これをホームページに載せますと、インターネット版にしなければならぬと。そのために月に約3万円のシステムの使用料が必要ということがわかりまして、これは当初予算の方で、17年度の新年度予算の方で計上させていただく予定をしておりますので、来年の春早々にはホームページで見れるようにしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（藤垣邦成君） 寺町君、再々質疑をどうぞ。

13番（寺町知正君） これは市長に聞いた方がいいんでしょうか。月3万円のことをけちって、当初の300万円、今回の200万円で例規集のデータがそろうわけです。それを月3万円をけちることによって市民や議員にイントラって職員の人しか見れないコンピュータの世界ですから。データを提供しないのもおかしいし、今の答弁でも何かひょっとしたらしないんじゃないのというような心配もあるような答弁なんです。これはもう必ずすると言っていたかないと、毎年いっぱいお金をかけていくデータが死んでいくに近いと思うんです。そこをどういう方針でいくのか、明確に市長からお答えいただきたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 新年度予算に間違いなく要求いたしまして、議決いただきましたら間違いなくやりますので、よろしく願いいたします。

議長（藤垣邦成君） ほかに質疑ありませんか。

藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） 資料ナンバー13の山県市過疎地域自立促進計画の策定についての中の、18、19ページの生活環境整備についてなんですけれども、一応下水道計画について若干文書で触れてはあるんですけども、実際問題、旧美山町地内において、昨年

も一般質問にも出たと思うんですけれども、一応上水道の計画を完了したら下水道計画に入るといふ考え方はしていると思うんですけれども、この19ページの中にとりあえず触れているのは、下水道の中では合併処理槽の300基を計画ということだけなんですけれども、18年度には上水道も完了するわけなんですけれども、特に美山でも南部地区においては高齢化率も低いですし、今後自然増も高い部分があると思うんですけれども、そこから辺もちょっと具体的に、作成計画5年間のことですので、その辺触れるべきじゃないかなと思うんですけれども、その辺ちょっと担当課の答弁をお願いしたいと思うんですけれども。

議長（藤垣邦成君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） ただいまの藤根議員の御質疑にお答えいたします。

下水道は、生活排水処理対策として、公共用水路の水質保全、また生活環境を図る上で不可欠な施設でありまして、美山地区においても整備が必要となっております。美山地区に係る山県市過疎地域自立促進計画では、生活環境の整備における現況と問題点、及びその対策について下水道の整備促進を図ることを定めております。ただし、事業実施に当たっては、推進協議会の立ち上げとか地元の盛り上がりが必要となってまいりますし、処理場の位置選定等課題も多く、準備期間として相当な期間が必要となります。このことにつきましては、以前にも一般質問で御質問を受けておりますが、こういった回答をさせていただいておるところでございます。

現在実施をしております高富公共下水道事業につきましては、7年間の準備期間を経てようやく事業の実施に至っておるといふようなことでございます。したがって、まだ下水道事業が具体化されていない現在においては、山県市過疎地域自立促進計画の平成17年度から21年度の事業計画には盛り込んでおりませんが、市の財政を考慮の上、事業着手に向け準備を進めてまいりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

議長（藤垣邦成君） 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） 18年度で上水道も完備されますし、周辺を考えてみましても、武儀郡あるいは本巣郡、すべてが下水道完備しているところばかりですので、どうかせっかくの過疎自立促進ということですので、積極的にお願いしたいと思いますので、その点よろしく申し上げます。

もう1点よろしいでしょうか。

教育委員会の方なんですけれども、23ページの教育振興の中にもちょっと廃校については触れてあるんですけれども、現実に資料館、例えば葛原小学校、あるいは旧美山北

中の校舎などは資料館といいますか物置みたいな形で扱われているんですけども、現実問題として、校舎の維持としてはそのままの形になっていると思うんですが、この辺早く僕は整備する点があると思うんですが、その辺のところ教育委員会の考え方をお聞きしたい。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 藤根議員の御質疑にお答えを申し上げます。

かねてから美山地域におきましては小中学校の統合ということの中で、その跡校舎利用ということにつきまして協議もされてきたというふうに思いますが、まず最初に、その財産処分ということにかんがみましては、当時社会教育施設等に変更の場合は、そのまま比較的容易にその施設利用が可能であるというような御指導も受けておきまして、御指摘のように、現時点におきましては、条例にも定めておりますように、民俗資料の展示施設あるいはそれらの会議の施設としてお願いをしておるところでございますが、現在までそういった形で提供をいたしておりますが、さて利用ということになりますと極めて利用者が少ないという施設になっております。そういった関係で、今後はそれぞれの建物の耐震も含めまして、十分精査をいたしまして、その方向性という形で見出していきたいというふうに思っておりますが、その事業計画が、今回のこの自立促進におきましては向こう5年間ということでございまして、ここに事業計画としては社会教育関係におきましては、公民館の改築を挙げておりますが、今後は今言われましたような、他の施設におきましては当然考えていかなければならないというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

久保田 均君。

22番（久保田 均君） 教育関係でちょっとお尋ねしますが、小学校費の教師用の図書1,032万4,000円、これは3年目ごとの見直しということでしたが、1,000万円という補正になっていますが、もし今そういう3年目という、定期的にこれはやるべきだということでしたら旧町村時代からの何か勘案があるんだと思うんですが、当初予算で組まれるのが普通だと思うが、なぜ今この小学校の教師用図書が補正で組まれるのか。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 今回補正でお願いした最大の理由が、実は岐阜地域におきまして教科書採択協議会というのが設置されております。そこで今後の教科書の利用といいますか採択をどういうふうにしていこうというお話がされるわけでございますが、それが8月以降に実は結論が出されました。それで、それに伴う、今回補正でお願いしている部分は先生方が使われます指導書ということになるわけでございますが、それ以後においてその指導の教科書の帰依と申しますか、採択の教科書に基づいた指導書ということの作業がございます。そういった関係で、本来ですと9月議会に提出できる部分もございましたでしょうが、時間が間に合いませんでしたので、今回お願いをするわけでございます。

それで、実は金額が御指摘のように非常に大きなものになっておりまして、本来は当初予算で計上させていただくという部分がありますが、今回そういった事情がございます。なお、この指導書の冊数につきましては、それぞれ学級数、少人数学級、特殊学級といったそれぞれの学級数における積み上げという形になっております。なお、中学校につきましては、御指摘のように本来当初予算ということがございますので、17年度予算におきましては、今度は中学校の指導書なるものにつきましては、当初でお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（藤垣邦成君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 1校当たり100万足らずということになりますが、そうすると、例えば今補正で16年度にやっておけば、3年サイクルということはその先3年目に今度は当初予算と、こういうことになるのかな。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） そのとおりでございます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今の質疑に関連してですけれども、教育委員会にお聞きしますけれども、数年前、どういう教科書を採択するか、特に社会科系ですね、非常に全国で話題になったんですけれども、今回の導入するという教科書は、岐阜地区の採択協議会があってということも当時も聞きましたし、今も答弁でありましたけれども、そういう協議会が採択する教科書の導入になるというような位置づけとして考える必要があるのか、それとも全く関係のない、数年前に問題になったそういったことが承服の余地がない指導用教科書なのかということですので、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） ただいまの御質疑にお答えしますが、ちょっと御質疑の意図はよう聞き取らずに申しわけございませんが、今の御質疑は、3年ほど前に大きな話題となりました社会科の教科書の件だろうと。それが今回どうなったかと、こういう御質疑の趣旨でよろしいでしょうか。ととらえますと、今回、17年度使用の小学校教科書で言いますと、話題となりました教科書は使用しない。別の教科書会社の教科書ということで決定をされております。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） そうすると、前のように問題にならないうちに、少なくとも岐阜県地区は違うものを採用するということを決めたというふうに受けとめていいのでしょうか。

もう一つですが、先ほどの次長のお答えで、中学校は今度の新年度予算で出すということでしたね。では中学校の場合も同じ問題はどのようなふうに位置づけて評価したらいいのかということですね。

議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 中学校の方は、1年時期をずらした採択年度となりますので、来年度、17年度に入りましてから18年度以降に使う中学校用の教科書についての審議がなされますが、現在のところではその教科書の見本とかそういうことはまだ私どもには当然手に入っておりませんし、今後どうなるかということにつきましては、まだ未定というふうで回答させていただきたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 1点目のことはいいのでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 1点目は、再度問題になるのではないかとということですね。そのことも含めまして、こういった教科書が提出されてくるのか、採択の申請に上がってくるのかまだ未定でございますので、今後の問題でございます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 教育長はその採択協議会には参加されたんでしょうか、あるいは中学校の分にはされるんでしょうかということと、今のことについて、非常に全国民の関心のあることですので、参加されるのならどういう観点で参加されるかをお聞きます。

議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

教育長（小林囿之君） これはかなり高度な守秘義務が課せられた問題でありまして、協議会の委員の一員であるのか、あったのかということについても守秘義務が敷かれておりますので、この場で申し上げることはできませんので、お願いをしたいと思います。

ただし、後段に御質疑のございました教科書採択に係る姿勢ということでございますが、義務教育に通う子供たちが使用する教科書でありますので、公正、公平な立場、それからもちろんこういった表記ミスのない、この地域の子供たちにとって最も勉強しやすい、また効率の上がる教科書を採択されることを願っておりますので、そのように回答させていただきます。お願いします。

議長（藤垣邦成君） ほかに質疑ありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 議第77号の花咲きホールの条例の制定についてですけれども、これにつきましては、使用料の設定についてなんですけれども、市民が文化活動を旺盛にやるという目的のためにつくられるわけなので、それに対して消費税を勘案したような使用料の設定になっていると私は思うわけなんですけれども、それは一般市民の利用分についてやめてはどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、議第83号の一般会計の補正（第5号）なんですけれども、12ページに地方債調書というのが載っております。これは今年度の当初予算と比べてみましたら、かなりの額の変動があるなということになるというふうに思いますけれども、例えば当初予算では今年度の起債の見込みの総額が60億円余りになっておりましたが、これを見ますと38億円というふうになっておりますが、そこら辺の変わった理由を説明していただきたいというふうに思います。

それから、議第86号なんですけれども、2ページの方なんですけど、市町村道の方で、これは過疎地域自立促進計画の最終調整だということで提案されてきたわけなんですけれども、この前の計画を見ますと、市町村道の計画が8本から3本に減っているんですけれども、その理由。

それから、議第87号なんですけれども……、

議長（藤垣邦成君） 中田さん、その三つぐらいで切ってくれないか。

15番（中田静枝君） じゃあ、もう一つは後にします。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 中田議員の御質疑にお答えを申し上げます。

来春2月に会館予定でございます花咲きホールのそれぞれの利用料ということでございますが、私どもの料金設定で一番重きを置きましたのが、公民館等々は若干施設の目

的にも違いますが、できるだけ多くの市民の皆さんに御利用いただきたいというのを基軸にこの料金を設定させていただいておるところでございます。それで、花咲きホールのホール使用料といたしましては、1,680円という設定をさせていただきました。こういった利用料金につきましては、関係市町村の同類の施設等もそれぞれ検討をさせていただきましたし、まして市内の公民館ではありますが、かなり大きなホールを抱えた施設の利用料金等もかんがみまして、この使用料という形で設定を見たとところでございます。今後は、むしろこういった施設の利用促進ということで力を置いていきたいというふうに思っておりますが、御指摘のようにこの使用料に消費税を課すとかそういった考え方では私どもはなくして、あくまでも利用されやすい設定、あるいは同類の施設にかんがみましてこの数字を設定させていただきましたので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 中田議員の一般会計補正予算（第5号）の12ページの地方債の現在高の見込みに関する調書の関係につきまして御答弁させていただきます。

表中の中ほどにあります当該年度中の起債の見込額でございますが、これは減額しておりますのは、現在工事を行っております有線テレビ事業が9月補正のときに地域情報化事業特別会計ということで、新たに特別会計を設けましたので、そちらへ移行したことによる減額でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝君、三つ目の質疑をもう一度お願いいたします。

15番（中田静枝君） 第86号の2ページだと思いますが。

議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 今回、議第86号でお願いしております山県市過疎地域自立促進計画の変更の2ページかと思いますが、市町村道路の変更後が3路線になっているという御質疑かと思いますが、これにつきましてはあくまでも過疎債で対応できる国の予算の枠もございまして、実際できたのがこれだけということでございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（藤垣邦成君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺政勝君。

14番（渡辺政勝君） 資料ナンバー3の議第77号でございますけれども、こうした花咲きホールの館に関する条例案だと思うんですけれども、来る2月20日には開館されるということで、その管理体制の中で、やはり館長等必要な職員を置くということでございますけれども、その予定されている館長等人員配置についてのお考えをまずお聞きし

たいと思っています。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 渡辺議員の御質疑にお答えします。

議員御承知のように、今回花咲きホールという名称でもって文化的な施設を新たにつくらさせていただきました。これはその当地の文化の里整備事業の中の一つとして今日まで進めてまいったところございまして、私どもは隣にもう既に開館しております古田紹欽記念館も含めまして、あの一帯を文化ゾーンという考え方を持っております。現在、花咲きホールにつきましては準備段階ございまして、職員を1名配置しておりますが、今後のその館の運営等につきまして御期待に沿えるような形の職員の配置もしていきたいというふうに思っておりますし、当然にその花咲きホールが果たす文化的な、あるいは地域の皆さんに密着した形の事業展開が今後どういうふうにしていくかというところも一つの課題として持っておりますので、そういった事業形態とあわせて職員の配置も考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（藤垣邦成君） 渡辺政勝君。

14番（渡辺政勝君） 配置される職員の新たな新規採用にはつながらないとは思っておりますけれども、やはりこうした箱物をつくれれば、当然その管理等々には経費が必要となつてまいります。今説明にもありましたように、古田紹欽さんの記念館があるということで、そうしたもので総合的な考えの中から考えていくというのは私も賛成ですけれども、今の現職員の体制の中でそうした配置転換をされて体制を整えるのなら大いにそうすべきだと思つておりますし、結構だと思つております。新たな採用増となるということは、必ずしもこの世の中の風潮、財政的に行き詰まつてまいります中で、住民理解を得られるかということを一かつ念頭に置いていただきたいと思います。その辺を踏まえて御発言いただきたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 先ほどの答弁の中にございましたように、古田紹欽記念館あるいは花咲きホール等をその一帯として私ども考えておりますので、今御意見がございましたような私どもも気持ちでありますが、一方、事業展開ということになりますと、できるだけ市民の皆さんに多く利用していただく、あるいは利用の折の対応等もございまして、必要最小限という基本理念は持っておりますので、そういった考え方で進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長（藤垣邦成君） 渡辺政勝君。

14番（渡辺政勝君） 再々になりますけれども、最終的には新規の職員採用もあると

ということなんですか、どうですか。その辺だけ確認したいです。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 現在、1人の職員を配属して準備を進めております。これで今の花咲きホールの今後の運営管理が1名でできるというふうには思っておりませんが、教育委員会の職員定数ということもございますので、そういった中で考えさせていただきたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、議第86号、87号に関連して、過疎地域の自立促進計画のことですけれども、これは基盤整備部長にお聞きしたいんですけれども、この中を見ていくと、随分土木事業、道路改修などが目立つわけですけれども、通常市がやっていく土木などの事業で、一つは自治会、地域要望を受けて、それに対して順次実現していくというのと、それから市の独自判断、政策判断で、ここは必要だからやるという、二つあると思うんですね。じゃあ、ここに出ている各種の道路計画、過疎地域に認定されていない多くの旧高富だとか伊自良地区とか、この計画に載っていないところは今言った二つのパターンでされていくわけですけれども、ここに挙げてきたこの計画はどちらのものとして挙げられているのかということ。市が独自に考えてここに挙げているのか、地域要望を十分加味しているのかということ、そこをお聞きしたい。

議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 地域要望のものかあるいは市の考え方によるものかという御質疑だと思いますけれども、これは自立促進計画ということでございますので、多くは市の考え方によるもの。それから、従来から継続的に行っておるものにつきましては、地域要望によるものというふうにご覧いただいた方がいいかなということを思います。いずれにしましても、市の考え方によるもの、あるいは自治会要望によるものとの入り交ざっておるという回答の方が正確かと思えます。よろしく申し上げます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） そうすると、平たく言うと、旧高富や旧伊自良地域の通常の公共の土木などの事業と同じパターンだというふうに理解されると思うんですが、そうすると、この過疎の自立計画、そもそも当初に美山町時代に認定されたというときの動機になるんでしょうけれども、いわば事業を進めていく上で有利な財源が確保できるというところが一番の原点にあるという、それがこの計画というふうに平たく言ったらいいんでしょうか。そこはいかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 寺町議員のおっしゃるとおりで、この過疎地域自立促進は起債が非常に有利であるということも加味して計画されているものでございます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、先ほど別の議員から温泉の計画の部分について話がありました。答弁が具体的にされていなかったんですけども、まず先ほどの質疑に関連して、じゃあ温泉の計画は地域の人たちからの要望であったのか、市の独自の政策判断であるのかという位置づけ。

それから、もう一つ、温泉をというの、具体的に、先ほど活性化というようなことがありましたけれども、利用者の対象は地域住民を主として想定するのか、山県市民を想定するのか、あるいは市外からの人を積極的にという想定なのか。それによって規模とか施設の構造もすべて変わってくると思うので、そういった現在のイメージをお聞きしたいということ。そして、この計画自体はやはり議決をしなければならないというこちらの立場ですので、慎重にするわけですけども、この計画に挙げた以上、どこか具体的な場所が想定されているのかどうかということですね。それから規模、これの想定があるかどうか、予算についても。そこがここでは明記されていないので、明らかにしていただきたい。

議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 寺町議員にお答えします。

第1点につきましては、この計画につきましては市独自で行っております。

2番目につきましては、これは谷合地区の活性化ということで、来年度から市全体でこれから考えていく段階でございます。

それから、3番目につきましては、温泉がどこの場所というの、まだこれから地域の方とかいろんな方と相談して考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。その関係で、規模とかそういうのもその協議の中で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） では、質問を変えますけれども、議第88号、資料の14ですけども、財産の取得の議案です。これは岩佐のテレビの共同受信施設をいわゆる買い上げるというふうだと理解しています。ことしこの関係の幾つかの議案が出てきたので、お聞きした中では市内の共同受信組合団体は、美山に25、伊自良に三つあるということは資料をもらって承知しているんですけども、その約30ぐらいある中で、この岩佐という組合の施設を買い上げるというふうを選択した合理的な理由は何かということなんです。

それから、今回加入世帯数だと思うんですが、実際の組合員数ですか、その数で割ったときの1組合員当たり幾らになるのか、頭割りにすると。というようなことです。

さらに、30の中でここを絞り込んだということは、じゃあほかにこういうふう買い上げる団体、組合施設はあるのかどうか。あるのなら、それはいつ、幾らで買うのかということです。それから、同じく世帯割にするとそこは幾らなのかということをお尋ねします。

議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 今回お願いしております買い上げにつきましての合理的な理由につきましては、岩佐につきましては、平成14年に新設されました光ファイバーでの伝送路でございますので、まだ2年経過しているだけで、これが活用できるという有効性がありますので、今回買い上げるといふものでございます。

それと、1戸当たり幾らかということでございますが、一応7万4,623円ほどでございます。そういったほかに買い上げの施設があるかということでございますが、もう1組合美山地域にありますオータステレビ共同受診組合という施設を買い上げさせていただきますが、こちらにつきましては議決の必要がございませんので、一応契約が済んでおります。1戸当たりになりますと、こちらは5万9,283円でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 契約は済んでいるの。

議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 契約は済んでおります。支払いはまだです。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） でもこの議案に係る岩佐の施設についてですけれども、1戸当たりになると7万4,623円ですか、そういうような平たい数字が出てきましたけれども、実はこの額について、市は予算でちゃんと見積もったわけだと思うんですが、ある時期に組合が提示したときに、それではとても安過ぎるというようなことでかなり強い不満があったということを知り及んでいるんですけれども、市にはそういうことでもっと上げてくれという形の要望、要求はあったのかどうか。あるいはこの額はそれを反映しているのかどうかということなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 当然要望はあったと思っておりますが、私の方は当然根拠づけが必要でございますので、償却資産の残存価格の計算方法に基づいた金額で算定して

御理解をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 私の方は具体的に1万円上げてくれるようにやってくれと言われたんですが、市はそういうことは基本の計算どおりやったということですので、それ以上質疑いたしません。

次の質疑に変えますけれども、議第82号です。先ほど差し替えという形で出てきた分ですけれども、資料の8です。組合の条例を改正するということです。原因は自治体の合併ということで聞いていますけれども、この中の第5条で組合議会の定めがあります。定員については、従来14名を10名にするということ。しかも山口市が5名、関市が5名になるという原案ですね。このときに、例えば第3条を見ると、資料の後の方にあります対照表に第3条とありますけれども、この組合は関係市内、括弧して関市内においては洞戸、板取、武芸川地区と。これは当然なんです、設立経過から。関市の中でもごく一部の地域ですね。関市議の全体の中でもここから選出される議員はごく少数なわけですけれども、そういう特殊な関の事情の中で、山口市5名、関市5名となると、今の板取だとか洞戸地区の人たちは一種の同じ山口市と一緒に利用者という立場でこの事業を評価できると思うんですが、そうではない圧倒的多数の他の地域から選出される議員がこの組合の方に来たときに、どうでもいいじゃないかと、そういうようなことで、あるいは山口市が主体としてやっていくわけですけれども、予算的にもいんなことについてもそんなにお金をかけなくてもいいじゃないかというような形で、ずっと議決がいかない可能性があるんです。5：5ですと議長をとれば4：5になるしというようなことで、議長をとらないと運営がしにくいというようなこともあると思うんです。その辺でこの数字は一種の懸念が裏にあると思うんですが、その辺は執行者の皆さんは十分これで将来の心配がないと言えるのでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） お答えします。

5名、5名というのは、何と申しましょうか、採決に不都合が生じるというようなこととございますけれども、当然議長が選出されるわけとございまして、1名引きますと9名になるということですので、賛成、反対がはっきりするだろうという観点から10名に、関市の方へも御協議を申し上げまして決定した結果でございますので、よろしくお願いたします。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 答弁のとおり結論がずっと出るわけですけれども、そのときに

9名で、関市が仮に5名の方に回った場合に、山県市の負担金はもっと増やせ、関市はもっと減らすぞという議案が出てきて、それが採決するというようなことが、初年度には当然ないと思いますが、何年か続けていくと関市にとってこの組合は負担であると。だからできるだけ関市の出す分は減らしていきたいという協議がいて、その逆の議案は否決する、そうでなければだめというような、議会構造ってそういうところがあるわけです。そういう心配をしているわけですが、具体的にどうですか。

議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 当然それは私どもも感じておりましたけれども、何と申しませうか、岐北衛生施設組合というのは、従来からし尿と火葬場なんでございますけれども、し尿の処理に関しましては特に処理量というのが想定されておるわけでございまして、これが必ず、もう関市の分は持ってこないとかそういうことになりますと大変困りますので、その点は十分関市さんと協議しまして、そういうことのないように、当然区域の決定のこともさることながら、そういうことも協議した結果でございますので、そういうことはないというふうに思っております。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 市の三役の皆さんが出て行かれるわけですので、そこは十分意思を通していただきたいと思えます。

質疑を変えますけれども、これを最後にします。

議第77号、資料の3ですけれども、先ほどから幾つか質疑がありましたけれども、文化の里花咲きホールのことです。ここの中で、第9条に使用料というところがあります。第9条の2項は、使用料は前納しなければならないというふうになっています。ただし特別の理由があると認めるときはこの限りではないということなんです。それで、普通に考えますと前納にするという自治体は結構あるようには聞いています。しかし一たん前納したら、何らかの理由でその日都合が悪いからキャンセルしたいといったときは、使わなくても返金しないというふうになっている自治体もあるというふうに聞くんですが、今回この条例はそういう運用をするという予定の使用料という認識なのかということと。

それから、前納でなければならない合理的な理由が本当にあるのかという疑問が出てきます。

もう1点、ただし書きというのがある。じゃあこの特別の理由というのをどう解釈するか、どう運用するかによって、これは前納が非常にびったし、きっちりされる場合とほとんど必要がないという場合とあり得るわけですが、どういう運用の予定でこ

の条例をつくるのかということです。その点を質問します。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 寺町議員の御質疑にお答えします。

まず、9条第2項の使用料を前納しなければならないという点につきましての考え方でございますが、当然使用申し込みをしていただくわけでございますが、その団体の意思表示の一つの担保として考えておりまして、前納をお願いしていくという考え方のもとにこの条例をつくらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、使用料の還付でございますが、それは規則の方で今後決めていこうというふうに思っております。当然その考え方といたしましては、使用者の責めに帰すことができない理由、それから使用者の理由でございますが、キャンセルの日にちがある程度事前に申し出がなされる場合は次の団体さんに御案内をして当然利用が可能になってくるわけでございますので、それぞれの日にちをある程度設定をさせていただきまして、もちろん直前ということになりますれば、その還付の率も低くして対応をするという内容を今のところ考えております。

それから、ただし書きの部分でございますが、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りではないということございまして、それぞれ利用者の団体の性格がございまして、私的な団体、それから子どもが公共的に育成しなきゃならぬという団体もございまして、それぞれの団体が会計そのものが十分に対応できるという部分ではこういったことは想定はしておりませんが、それぞれ団体が会計的な、申し込みの時点で困窮されておるといような場面も想定されますので、ただし書きでこの1項を加えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） まず今の答弁についてですけれども、前納でいくということですが、その場合、万が一何らかの借りる側の事情でキャンセルした場合に戻ってこないという可能性があるということで、申し込みの予約は早めにする。でもお金を払うのは直前にするという、何か山口市もそんな運用をしているみたいですが、そういうことを認めていくのか。お金が入らないと予約を受け付けましたというふうにしないのかどうか。そこはかなり現実的な別れ道だと思うんですが、そこをどういうふうにしていくのか。私は厳密にすればいいというのではなくて、利用者にできるだけ使ってもらうことが目的の施設ですから、利用者本位になるべきだという観点でお聞きしたいんですが、その点どう考えてみえるのかということ。

それから、最後に4ページですけれども、別表というのがあります。別表に料金を書くのは通常の条例のパターンなんですけれども、備考を見て私驚いたんですが、備考って一体何だろうと思いました。普通、条例や法律は附則というのがあります。附則で幾つかの事を決める、これはいつから適用ですとか、前のここまではとか、例外部分を附則に持っていくということはあるんですが、こういう附則の解釈ですら、行政マンあるいは裁判官でもどこまでその附則が効力を及ぼすかというような判断が分かれる微妙なところなんです。附則というふうにしてあっても。ところが、ここに備考と書いてあって、しかも備考で使用料がランク付けされているんですね。これというのは、こんなことができるのかと率直に最初に思いました。そこで、果たしてこんな条例でいいのかという疑問があるんです。そういう一般的な、備考ということで料金を定義していいのかどうかということです。本文ないし別表ではないところです。というところの一般的な問題、そこを心配しますが、これについては法律上これで有効かどうかということをお聞きしたいと思います。

もう1点、地方自治法で使用料というのが定められているんですけれども、これは議場の皆さんも職員の人も持っていると思います、自治法に書いてありますけれども、私の書いてあるやつだと207ページですけれども、227条で手数料というのが定められています。227条の定めは、特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができるということです。これが根拠でこういう使用料の条例ができるわけです。

次に、228条で使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないと書いてあるんです。それでこれが出てきているんですね。じゃあこの備考が条例に当たるのかということになるわけです。例えば、この手元にある小六法の次のページの208ページのところに行政実例というのがわざわざ示してありますけれども、この行政実例の三つ目に、使用料に関する事項は議会の権限であり、条例事項であるから、使用料の額の決定を全面的に市長に委任することは違法であるというふうの実例が出ているんですけれども、それに照らしても、備考ってすぐに書き直せますよね。規則と同じで。としかとらえようがないんです。そうすると、そもそも自治法の規定からしても、やはりこれはちょっと問題じゃないかということを感じますが、いかがでしょうか。

それと、さらにこの備考の2項目ですけれども、入場料を徴収しない場合でも営利または宣伝を目的として使用する場合、これは管理者側の判断ということになるんでしょうけれども、ここで8倍というふうにするというふうになってきているんですが、これも非常に裁量の余地がある表現ですよ。Aさんにはこれを適用せずにBさんには適用するという、そういったようなことが起きると非常にまずいと思うんです。そういった

意味でも、先ほどの1項と同じですけれども、これの法的効力それから恣意的な運用をセーブすることができる規定なのかどうかということ強く懸念するんですが、いかがですか。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 第1点目の第9条第2項の前納についての考え方、幅が云々という御質疑でございますが、私どものそれぞれの団体等に施設を利用していただくことにつきましては、基本的にはその使用の稼働率といいますか、使用を上げていくというのはもちろん前提に考えております。そういったところから、この前納につきましては、文言には触れてございませんが、記述的な問題、御指摘のように、申込用紙と添えて納めるのかということもございしますが、あくまでもこの文言のとおり前納という範囲で御理解を賜りたいというふうに思っております。と言いますのは、先ほど来申し上げておりますように、この花咲きホールを利用される団体が、それぞれ営利を目的にした部分もありましょうし、あくまでもいわゆる地域の団体の皆さん方が文化振興あるいは芸術振興のためにというところもございします。そういった点を網羅した形の条例の文言であるというふうに御理解賜りたいと思います。

それから、今自治法に基づく備考欄の表記につきましては御質疑でございますが、この第9条別表という中に、第9条関係で備考というのがございます。本来ここに網羅する部分があるというふうにも考えられますが、近隣市町村のこの条例の組み立て等も参考にさせていただきまして、備考ということで表の外ということでございますが、広く考えるに、これも含めて別表というふうに理解しておりますので、今御指摘のような御質疑の内容については今の回答で御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、備考の2に書いてございますそれぞれ営利または宣伝を目的として使用する場合、これは私どもが想定いたしましたのは、それぞれの営業目的にあのホールにおきましてブース等を設置してやられるというようなことも想定をいたしました。そういった場合に、それぞれブースなどを持ち込まれる場合もございましょうし、あるいは会社案内等もされるというふうにも思っております。そういう中で、この使用料については8倍の額とするということで、ある程度営利目的等につきましては使用料につきましては高めの設定ということになるかと思いますが、そういったことを想定しておりますが、恐らく広さ等を考えたときに、岐阜の市内にありますドーム的な大きな施設に比べますと面積は少のうございしますので、この条項が当てはまるケースがいかほど出てくるかはまだ想定が十分できておりませんが、そういったケースの場合にこの2項を当てはめてお願いしていきたいというふうでございます。

自治法に照らし合わせてどうかという御質疑でございますが、私の方といたしましてはこういった条例制定で対応させていただきたいというふうに思っております。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 備考欄のことですけれども、利用者の心得、使い方だとか、これはこういうふうにしましょうとかということならわかるんですけれども、自治法に条例で定めると書いてあるのに、備考欄で自治法を満たしていると考えるのは、ちょっとこれはどう広く解釈しても困難だと思います。例えば自治法の203条で、非常勤職員の報酬や費用弁償については、額と方法については条例で定めなさいと決まっています。だから議員についてもいろんな審議会の委員さんでも条例の中に別表として表が入っていますよね。それに弾効はないんですよ。条例で額と方法を定めなさいと203条が決めているから、みんなそうしています。ところが、全国を見ていると、それを規則でやったり要綱でやっているところがあって、最近それがわかってきて、今国が是正の指導をしているそうですけれども、それと同じように、周辺が備考でいっているからいいという話ではないと思うんですよ。自治法に照らして、それから備考の法的効力をちゃんと法律家とも協議していただいて、これで十分満たすということであればともかく、私はこのままではちょっと、こんな条例を通すということは、自分の法律の知識からは間違っていてできないと思っています。そういう意味で、今日は採決ではないので、きちっとしたこれでいいんだという見解があれば、お伝えいただければまた検討しますけれども、その辺きちっと専門家に聞いていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 暫時休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 今の自治法に基づく御質疑につきましては、法制執務等の協議もされて、私ども上程させていただいておるところでございますが、より一層検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（藤垣邦成君） 和田次長、関連で答弁よろしいですか。

総務部次長兼企画部次長（和田真吾君） 御指名ですので。備考も含めて条例だというふうに考えております。ですので、備考の改正がもし出てきたときには、やはり条例改正ということで議決いただく案件になるのかと思っております。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 通常、法令で備考なんて書かないですよ。附則とか別表にするわけですよ。なぜあえて備考にしたのかということをお問われるわけですよ。私たちは議決する立場ですよ。さっき言ったように、自治法で、わざわざ条例で定めなさいと書いてある。だからあえて備考みたいに外すなんていうことは、要綱で勝手にするよりよっぽどいいのかもしれないですけども、別表に入れるということが技術的に困難ならばともかく、そうではないと思うんです。ですから、あえてイレギュラーなことをするということはわかりませんということです。

議長（藤垣邦成君） ほかに質疑ありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 議第87号の過疎地域地域自立促進計画の策定についてなんですけれども、20ページから22ページぐらいの間に、福祉や保健、医療などの問題について書いてあるんですが、現状と問題点ということで、問題点についてはある程度書かれていると思うんですけれども、その対策について非常に弱い計画だというふうに思うんです。それで、福祉、保健、医療の問題については、特に旧美山町の過疎の対象となる策定ですので、北部についての福祉や保健、医療について、事業計画というのは早急に出さなければならぬというふうに思うんですけれども、この計画の中にはそういった部分での計画が出てきておらぬわけですよ。それで、この計画は、例えば22ページの方でいきますと、3行目のところに医療機関は南部に集中しているために、交通手段の確保も含め医療体制の確立が急務であるというふうに書いてあるわけなんですけれども、対策の方ではそういった事業計画は全くないというわけで、私はこの計画の早急な見直しが必要ではないかというふうに思うわけなんですけれども、その点はどのように考えておられるのでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） ただいまの高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進関係につきましての点でございますが、その対策等につきましては、これは県の方とも協議して、ここに計画を提案させていただいております。事業計画につきましては、今後また見直しをして、随時計画していきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 早急な見直しが必要だというふうに思います。

それで、事業計画を具体化されるに当たっては、この福祉、保健、医療の部分につきましては、やはり大変広い旧美山町の町域ですので、今、山県の本庁の隣に集中してお

りますこの保健、福祉の部門、特に市民の健康や福祉、医療ですね、そういった部分を担う部署がここに集中しておりますので、私はどうしてもこういった部分での基地が旧美山支所のあたりに不可欠だというふうに考えております。それで、その部門を担えるような、そういった基地をつくって、北部や北部周辺の保健、医療の市民のニーズにしっかりとこたえていけるような事業計画を出していくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） お答えいたします。

北部地域に関しましては、今後いろいろ事業計画の見直し等考えて検討を図っていくべきだと私どもも考えております。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） ほかに質疑ございませんか。

質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議第89号 市道路線の認定についてまでの議案に対する質疑を終結いたします。

議長（藤垣邦成君） 本日は、これにて会議を閉じ、散会といたします。

午前11時20分散会

平成16年第4回

山県市議会定例会会議録

第3号 12月17日(金曜日)

議事日程 第3号 平成16年12月17日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林圀之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君

水道部長 梅 田 修 一 君 消 防 長 岡 田 達 雄 君
教育次長 室 戸 弘 全 君 総務部次長兼
企画部長 和 田 真 吾 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林 宏 優 書 記 堀 達 也

午前10時00分開議

議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（藤垣邦成君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 小森英明君。

19番（小森英明君） それでは、お許しをいただきましたので、長野基盤整備部長にお尋ねをいたします。

トンネル掘削残土の処分について。

主要地方道岐阜・美山線平井坂バイパス工事が平成11年度から平成18年度の完成を目指して進められています。事業延長は3.7キロで、伊自良の平井地内から谷合の向井までです。平井バイパスの総事業費は約51億6,900万円で、トンネルの長さは659メートル、その工事費は約15億円とされています。既に平井坂トンネルが貫通しており、残りは美山側約1.8キロメートルぐらいになります。

新聞によりますと、昨年10月に岐阜市日野地内の逆川で約300匹の魚が死んだのは、平井坂トンネル工事で出た頁岩の土砂が原因となり、強いアルカリ性の水が排出されたためだと書いてありました。

土砂には、工事で使われたアルカリ性のセメントも加わっています。私も漁協の役員を長年やっていたので、その水が武儀川へ流れ出て、多くの魚が死ぬのではないかと心配し、美山漁業協同組合へ問い合わせをしましたが被害は出ていませんでした。それでも不安に思い、私なりにその土砂を使って簡単な実験をしてみました。

まず、平井坂トンネルの掘削土を入れてつくった濁り水、土砂の中の石のみを入れた水、水だけの3種類のバケツの中で金魚を飼ってみました。濁り水は粘土質のため、1週間たっても澄んだ水にはなりません。これは流れがないせいでもあります。中にいる金魚が死んだのではないかとタモですくってみたら生きており、他のバケツのも生きています。この実験から影響はないように思われますが、専門的なことはわかりませんので、お聞きをします。

トンネルの掘削残土は県内13カ所に分散し、4万立方メートルとのこと。山県市内には老人ホーム美山荘前と伊自良の2カ所が仮置き場になって、ビニールシートで覆

われて2万立方メートルが置いてあります。今後どこに、どのように利用されるのかをお聞きします。

また、そのときに土砂を中和して利用するののかもお聞きします。

議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 小森議員の御質問にお答えします。

平井坂トンネルは、主要地方道岐阜・美山線における公共道路改築事業として岐阜県が事業主体で施工している工事で、トンネルの残土は主に公共工事への流用土として搬出され、そのうちの約2万立方メートルが山県市の大森地区と笹賀地区に借り置きされました。

トンネルの残土の処理については、県が設置いたしました専門家を含めた（仮称）平井坂トンネル残土処理問題検討会で協議をしておりますが、トンネルの残土は天然の土砂でありますので、「建設工事で遭遇する土壌汚染対応マニュアル（暫定版）」に従って、第1に安全性、第2に施工性、経済性を考慮し、検討した結果、岐阜・美山線盛り土部分の路体として流用することとしております。

残土の成分については、検査の結果、河川等周辺環境に影響がないものでありますが、盛り土の方法はマニュアルに基づき行うもので、覆土やアスファルトによる遮水を行い、雨水の流入を防ぐ工法がとられます。したがって、アルカリ成分等を含んだ水の流出はありませんが、仮に流出したとしても、周辺の土砂により中和されるため、問題はないとのこと。さらに、今後周辺水域への影響につきましては、定期的にモニタリングを実施すると聞いております。

今後、この主要地方道岐阜・美山線の早期開通を実現するため、関係自治会の御理解を得ながら、現在の仮置き場から所定の場所に盛り土できるよう、建設事務所と共同して進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君。

19番（小森英明君） ただいまの説明によりますと、マニュアルの中には、場所によっては今まで他の工事などでシートなんかを使用されて、残土をその上へ置くのか、かぶせるのかとか、そういうようなことをして行われた工事もあると聞いておりますが、そういうようなことはあるのかないのかという点と、そしてから、この山県市内にありますが残土につきましては、ここのあとの残りの工事区間、そこだけに利用するのか、それともまだほかの場所に、山県市内のどっかへ持ち込んで利用されるとか、例えば、今でしたら国道418号などで今道路建設なんかもやっておりますが、そういうようなとこ

ろへ利用されるとか、まだほかにいろいろ工事があればそういうようなところへ利用されるというようなことはありますか。

議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） この岐阜・美山線のトンネルの残土でございますけれども、13カ所にわたりまして盛り土がされたということでございまして、つまり笹賀、大森を除きまして埋め立てされたということでございます。埋め立てしたものですから、そういったシートとかいうものではございませんけれども、上に盛り土がしてあるということでございまして、できる限り雨水等が浸透しないような状況になっておるといふことでございまして、なおまた、そういった箇所につきましては、モニタリングをしておるといふことでございます。

次に、この残土でございますけれども、建設事務所から聞いておりますのは、岐阜・美山線に使用されるというふう聞いております。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君。

19番（小森英明君） 私の実験では、金魚は死なないで今も生きておるわけですが、工事を施工するときに使用する土砂が地下水位より上で上部の路体に使われるというようなことですが、そういうふうですと、今答えの中にありましたように、自然の状態で流れ出る分は自然に流れるというふうだと思っておりますが、私もシートとか何か敷いて、そういう中へ水がたまって、それが一気に流れ出る方が危険じゃないかなと思っておったわけでもんで、私もそういう工法についてはよいことだと思っております。

そして、今後は工事についてより安全にやっていただいて、地域住民や漁協の組合員も安心できるんじゃないかなと思っておりますので、事故のないように予定どおり進むように進めていっていただきたいということを願って質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（藤垣邦成君） 以上で、小森英明君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位2番 影山春男君。

9番（影山春男君） お許しをいただきましたので、確定申告の対応について、総務部長にお尋ねをいたします。

平野市政誕生によりますと、住民サービスの向上のための手段であり、合併そのものが目的でないと言われております。すなわち、高サービスと低価格をモットーにスタートしたのであります。サービスの目玉は何と言ってもハーバス、すなわち、自主運行バ

スの料金が100円から300円までで、非常に低料金となり、特に遠距離利用の方たちには非常に喜ばれておりますが、その反面、伊自良、美山に対しては、農業等申告が避けられたにもかかわらず、今年度の確定申告の相談日程、時間及び職員対応に大変な不満が出ておりました。申告日が始まれば、皆さんが一同に同じ期日に集中されたこともあったかと思いますが、それだけではありません。やはりきめ細かいサービスの低下だと思えます。今まで数十カ所で、すなわち公民館を主体に1カ月の期間申告相談が行われました美山、伊自良においては、各1週間申告相談で、それにもまして職員数も減少していたということです。今までは各公民館で受け付けていたのにどうしてということですか。

高サービスに低価格を目標に進められた合併なのに、はや2年余りで、すなわちきめ細かい高サービスがどうなったのか、ぜひ日数増と職員数増加、もしくは地区ごと指定日、時間、例えば何月何日午前中はどの地区、午後はどの地区というように示すとか、より迅速に事の進むよう対応すべきと思えます。市民の方たちにわかりやすい御説明を求めます。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 影山議員の御質問にお答えをします。

議員御発言のとおり、本年2月16日から3月15日までの平成15年分の所得税の確定申告相談及び県民税申告相談におきましては、申告相談初日におきまして、開始前から相当数の方が来ておみえでございまして、受付に混乱が生じ、スムーズな事務の流れができませんでした。また、的確な待ち時間等の御案内ができませんでした。そして、新規導入したパソコンシステムの取り扱いに慣れておりませんでした。そういうことが複合的に影響しまして大変御迷惑をおかけしましたので、その反省の上に立って、再びそのようなことがないように是正に努めましたので、御理解をいただきたいと思えます。

パソコンシステムにつきましては、平成15年分の申告相談からパソコンによる申告支援システムを採用いたしました。パソコンによる作業につきましては、データの欠落、記入漏れ、計算誤り、誤記等もなく、より正確に処理し、事務作業能率を向上させるのが目的でありまして、事実、相談者にかかる相談時間につきましては大幅に短縮されまして、2日目からは待ち時間も30分以内となり、好評の声を聞いたところでございます。

申告会場につきましては、パソコンによる申告支援システムの採用をいたしております関係上、会場についての制限がありまして、パソコンのインターネット配線工事がなされていない地区公民館等では申告相談ができませんので、本年と同様に山口市役所、伊自良支所、美山支所、美山中央公民館の4会場での申告相談の受け付けとなりますが、御理解をお願いしたいと思います。

なお、職員数の配置につきましては、本年より2名ほど多く配置できる予定となっております。

地区指定、時間指定に関してでございますが、地区ごとに日時を割り振ることは申告者の日時を制限することになりまして、大変困難なことです。地区指定及び時間指定を行う予定は今のところございませんが、申告相談者御自身の御都合のよい日時にどの会場でも申告相談ができる体制を整えておりますので、御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

議長（藤垣邦成君） 影山春男君。

9番（影山春男君） 再質問いたします。

ただいまの答弁で新規導入したパソコンシステムあるいは設備等により場所の変更、増設はできないが、人員の配置は増員できるとのことですが、1日休暇をとって申告に来たのに、自分たちの前で「午前中は何十人以下の受け付けです」と言って打ち切られた。午後1時からということで、当然来ている方たちは番号のみいただけるものと思っていたら、また改めて午後1時より受け付けてくださいとのこと、一体どういうことなのかと、これがやはりお役所仕事だなと、このような言葉が多く吐かれたそうであります。その日のうちに二度の受付をせねば、それにもまして時間がずれて、半日休暇をとったにもかかわらず1日休みとなる我々には大変な事態で、もう申告などよいと帰ってしまったという方たちがどれほどあったことか御存じか、いま一度考え直していただきたい。なお、本庁職員も多いこととて、何とかこのような事態が起これないような対策をどうお考えか、再度質問をいたします。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 影山議員の再質問にお答えをいたします。

平成16年分の所得税、市県民税申告相談に関しましては、1月の市広報山県と一緒に申告相談日程表を配布させていただき予定になっております。受付時間は午後9時から午後4時までといたしておりますけれども、午前の受付、午後の受付という区切りをなくしまして、今年の申告相談にはそれがございまして、非常に迷惑をおかけしたわけですが、そういうことをなくして、しかもお昼時にも申告相談に対応していく予定にいたしております。その日に受付させていただいたものは、その日のうちに確実にお答えするという方針で臨みたいと思っておりますので、御理解がいただきたいと思っております。

なお、本年の教訓を生かしまして、初日は山県市の本庁舎のみで行いまして、全員体制で臨み、的確な指示ができるように努めていきたいと思っておりますので、今年の反

省の上に立って、二度とそういう御迷惑や御不満をお持ちにならないような形での対応に心がけますので、どうぞよろしく御理解いただきますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 影山春男君。

9番（影山春男君） 16年度分の申告相談日程に関しては、1月の市広報紙と一緒に日程表を配布する。受付は午前と午後を区切らず、昼食時においても対応していくと、大変前向きに答弁をいただきました。ぜひ実施していただけることを確信いたし、私の質問を終わります。

議長（藤垣邦成君） 以上で、影山春男君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位3番 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、基盤整備部長に地籍調査の推進について質問をさせていただきます。

国土調査法が昭和26年に法整備されました。国土調査の中には、地籍調査、土地分類調査、水調査、この三つの調査があるわけですが、その中で、今回は地籍調査に項目を決めて質問をさせていただきます。

この調査は、字のごとく、土地の戸籍やら図面を含めて整備するものでございます。地籍調査は、市町村等の地方公共団体が主体となって実施されるもので、半世紀が過ぎた現在でも、本当に進んでいない現状があります。平成15年度末現在の進捗率を見ましても、全国平均46%、岐阜県では9.5%、全国44位と下位であります。山口市で調査が必要な面積は約215平方キロメートル、行政面積は222平方キロメートルであります。今年度末現在で0.37平方キロメートル、進捗率でいきますと0.2%の実施状況となっております。このままの進捗でいけば、500年というようなとてつもない長い年月がかかるということになります。事業費は国が50%、県が25%、市が25%の負担割合で、高い補助率の事業であります。

そこで、岐阜県の16年度の予算の内容をしてみると、財政運営方針を「時代背景を踏まえ平成16年度から19年度までの4年間を自立に向かって耐乏、雌伏の期間」と、こういうタイトルを設定しております。極端なことを言いますと、予算がないから何もできない、じっとして年月の過ぎるのを待とうというような、こんな読み方もできると思います。

そんな中でも、地籍調査事業に対しては、平成15年度の65%増で、8億円から13億円と大きな伸びを示したことは、県が地籍調査事業に対しまして今後も積極的に推進する方向性を示していると同時に、意欲的な予算だと痛感させられます。

また、地籍調査のメリットとしては、土地の境界が明確になり境界紛争の解消、現地と図面が一致することにより、安全な土地取引ができ、土地の分合筆が簡単に行える。また、今年は各地で台風とか新潟地震等で災害が発生しております。皆さんテレビでも見られたと思いますけれども、ああいう状態の災害で境界がわからなくなっても、正確かつ迅速に復元が可能であったり、固定資産税の税金の公平化が図られ、また、各種公共事業の円滑な実施と将来予想される全庁型GISによる行政管理業務の効率化や、ひいては住民サービスの向上、高度化が可能になると考えます。また、本年6月に発表されました山県市行政改革実施計画の中でも、地籍調査事業の推進を専務体制を整え、計画的に推進すると目標設定されております。

以上、岐阜県の方針やら地籍調査の効果、メリットなどを考え、山県市の新年度予算編成におきましても、積極的な地籍調査事業の推進が必要と考えますが、基盤整備部長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 横山議員の御質問にお答えします。

地籍調査は、近世では明治の地租改正事業以来の本格的な土地の調査でございまして、岐阜県では昭和38年に初めて本巣市の旧本巣町がこの事業に着手し、現在では県内50市町村で実施されております。

傾向としまして、主に中山間地の町村で実施されておまして、都市部への波及促進が図られているところでございます。この調査は、対象区域の地元説明から始まりまして、境界を確定し、現況地目や実測面積が確定し、土地登記簿に記載される前までの行程で進められますが、ここまでの行程で約3年の歳月を要します。

市では、旧美山町が平成14年度に事業着手し、本年で3年目を迎え、田栗地区の一部が現在まで完了予定で、現在谷合地区の一部で一筆調査を実施しております。あわせて実施面積は0.37平方キロメートルでございます。地元からは、「境界がはっきりしてよかった」、あるいは「紛争を避けることができた」との声が寄せられておりますが、何よりも市民の自己負担のないのもメリットでございます。

平成16年度に策定しました行政改革実施計画の中で、地籍調査に対して「事務体制を整えて計画的な事業の推進を図る」とあります。今後積極的に取り組む事務事業と認識しております。この事業の波及効果は大きく、また事業に対する補助率も有利で、合併2年を経過し、着実に事務を進めるべく市民に有益な事業といたしまして、今後推進してまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） ただいま基盤整備部長から前向きな事業推進の御答弁をいただきまして意を強くしたところでございますが、そこでもう一回整備部長に再質問をいたします。

山県市の総面積222平方キロメートルとのうち、県の土地利用状況統計から調べてみますと、森林面積の山地部が約189平方キロメートル、そして耕地、その他の平地部が約33平方キロメートルあります。この地籍調査については幾つかのメリットがあることは先ほども述べましたし、基盤整備部長もただいまの答弁で述べられました。

それらのことを踏まえまして、私なりに幾つかの具体的な提案をしたいと存じます。

まず一つ目の提案は、先に工事その他の平地部から事業着手をしてはどうかということとであります。この方がより効果的ではないかと考えております。それは、山地部において、本年度から簡単なGPS測量で一筆ごとの概ねの座標を取得して、その位置や土地の形状を図面に反映させる山村境界保全事業というのが、本年度国の当初予算で7,700万円つきました。これは国の単位で7,700万円ですから、試験的にどっかでやられたんだと思いますが、今後この手法といいますか、補助事業が増えてくると思います。それが増えてきた段階でそれを活用すれば山林の方はいいんじゃないかということで、先に平地の方からやりましょうと。

もう一つ、二つ目の提案は、期限の問題であります。先ほども整備部長が一つ区切りに3年かかるという御答弁がありました。まさしくそのとおりで、市内全域、私の考えでは20年から30年、長くても30年ぐらいで終わらないといけないだろうということを想定しますと、年間7平方キロを消化していく勘定になります。1工区の年間処理面積は約2平方キロ前後というのが目安だと聞いております。そうしますと、毎年3工区ずつ発注していかないと間に合わないことになります。

そこで、ちょうど美山、高富、伊自良と3地区あります。今は美山から始まっておりますが、それを3地区で同時並行して実施することが適当だと思っておりますが、基盤整備部長のお考えをお聞きしたいと思います。

また、市内の地籍調査の必要面積、土地の17条地図等があるところはもう必要ないということになりますので、必要面積と森林面積の山地部、また耕地その他の平地部の必要面積の内訳もわかれば御答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 横山議員の再質問にお答えします。

議員御提案のとおり、地籍調査はまず先に宅地、耕地その他の土地から調査に入るの

が順当かと思えます。特に、公共工事が予定されております箇所につきましては、より効果的で後々の事務の合理化を図ることができます。また、調査の方法につきましても、新しい技術が導入されてきておりまして、今後事務事業の短縮が図れるかと思えます。市内の調査対象面積は、宅地、道路その他で21.32平方キロメートル、耕地面積で12.2平方キロメートルで、合わせて33.52平方キロメートルでございます。なお、森林面積は186平方キロメートルでございます。全体の面積が222平方キロメートルでございます。残り、残りが河川あるいはため池というようなものになっておるわけでございます。

この地籍調査は、さきに述べましたように、行政改革実施計画に位置づけられました課題となっておりますので、調査対象区域の設定等、計画的に事務を進めるべく鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 横山哲夫君。

3番（横山哲夫君） ただいまは基盤整備部長から一つ目の提案の耕地その他の平地部からの事業着手に前向きに御答弁いただき、大変うれしく思います。

そして、二つ目の提案の調査期限については、私の調査によりますと、担当職員1人当たりの事業量として、概ね0.8から1平方キロが目安とのことを聞いております。できるだけ早い時期に五、六人の配置体制をしていただければ、美山、高富、伊自良各地区から始められると思えますので、いま一度御答弁をお願いします。

最後に、行政改革実施計画の中の専務体制を整え、計画的な推進を行うためには、職員の適切な配置が大切かと思えます。中でも、人数的なこと、それから能力的なことがあると存じます。

そこでお聞きしますが、現在までに地籍調査業務について、研修を終了した職員が何人いらっしゃるのか。また、今後の研修参加予定の計画があれば御答弁をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 横山議員の再々質問にお答えします。

調査対象区域を3地区に設定し、事業着手できればこれ以上理想的なことはないと存じます。しかし、内部でのクリアしなければならない問題があり、人員等すべてのことを含めまして、積極的に努力、検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思えます。

なお、事務的な地籍調査業務研修会に合併以来3人の職員が研修を受けております。17年度には国土調査協議会主催の地籍調査主任者研修会及び国土調査事業研修会に複数の

職員を派遣したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 以上で、横山哲夫君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位4番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 三つの問題について、今日は質問をいたします。

まず最初は、山県市の国民健康保険制度、安心できる制度にするためにということで質問いたします。

国民健康保険法の第44条に規定されております医療費の一部負担金、普通は3割負担ですけれども、その一部負担金の減免制度についてであります。この国民健康保険法の第44条は、特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して一部負担金を減額すること、または支払いを免除すること、または直接に一部負担金を徴収をし、その徴収を猶予することということで、具体的に規定をしているわけであります。

山県市の国民健康保険の条例を見ますと、この点についての内容が不明であります。国民健康保険法は、その目的を健全な国保事業の運営を確保して、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするというふうに定めておるわけですが、市民の皆さんの中には、この医療費の負担が大変で、医者に行きたいけれどもそれをためらわなければならないというような状況が、私に直接そういった声も届いているわけですが、そういうことを救うことが今の市の条例ではできないということになるわけがあります。

この点についてどうかと、どうするのかということですが。

2点目といたしまして、国民健康保険税、毎年年度ごとにその保険税の額というのが決められておりますけれども、この国保税、果たして本当に市民にとって納得のできる額かどうかという問題があるわけがあります。

昨年度からの国民健康保険特別会計の繰越額は2億円以上あります。そして、一方で国民健康保険の基金、ため込み金が5億6,600万円余りというふうにあります。この額というのは、国保の世帯5,500世帯ほどあるわけですが、それで割ってみますと1世帯当たり約10万円以上にもなるわけがあります。今年の国保税は引き上げがされることなく、昨年と同じ税率として据え置きをされましたけれども、しかし、それでいいのかという疑問がただいまのような状況で生じるわけがあります。

今の山県市の国保の世帯の方、滞納世帯の方が、資料によりますと昨年に比べて、これは累計の数字だという話ですが、510世帯と一気に増えているわけがあります。

こうした状況を見ますと、市民の生活の困難さ、ここに私はあらわれているのではないかというふうに思うわけであります。また、国保税を滞納していない方々にとっても、その負担感というのは大変強いものがあると思われるわけであります。

私は基金を取り崩しをして、そして、市民の負担の軽減を図るべきではないかというふうに考えます。特に世帯当たり3万300円、また、被保険者1人当たり3万1,080円、この非常に高い額を引き下げる、応益割の引き下げを強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

国保の問題で3点目は、国民健康保険証の交付につきまして、これは無条件で全世界帯に交付をすべきであるというふうに考えるわけであります。今年の6月現在の山県市の被保険者の場合、市は短期保険証というのを59件、資格証明書というのを93件交付をしております。国民健康保険法の目的は、初めにお話いたしましたように、行政の責任であります。当然この保険証をすべての世帯に交付される必要があるというふうに思うわけです。滞納を理由の未交付は差別的であり、また、市の市民に対する責任を放棄することであり、私は認めることができません。

国民健康保険税の滞納にはそれぞれそれなりの理由がありまして、それに対する条例整備など不十分な状況では市民を今救うことはできません。初めに10割お金を払わなければ医者にかかれない、そのような資格証明書では、本当に国保税さえ払えないわけですから、医者にかかることはできないわけであります。また、短期保険証発行のために市民は精神的に大きく傷ついている状況であります。早期発見、早期治療は、市の制度に対する市民の信頼性の向上で可能になるわけであります。きめの細かいやり方が必要、市民を追い詰めるような現状は改善されなければならないというふうに思います。

岐阜県内の市町村を見ても、滞納を現在実際に抱えていても、短期保険証も、また資格証明書も発行しないで、通常どおり国民健康保険証を交付している、そういう自治体が今年の6月現在で、全部で80の市町村のうち12の自治体、きちんと交付をしていると。また、資格証明書ですね、初めに10割払わなければ医者にかかれないという、その資格証明書の発行、これをしていない、そういう自治体も80の市町村のうち47と数えることができました。本当の公平性、私はこの問題では、これまで旧高富町におきまして、山県市の議会におきまして、たびたび執行者の方から「公平性、公平性」と、負担の公平性ということが何度も繰り返されてまいりましたけれども、本当の公平性は一体何なのかということをお私たちは真剣に考える必要があるというふうに思うわけであります。全世界帯に無条件交付を求めるわけであります。

次の国保の問題につきましては、今、現在山県市におきましては、保険証の交付は1

世帯1枚というふうになっておりまして、この状況が被保険者に大変不便を来しているわけでありまして。被保険者ごとの発行が市民から要望として出されているわけでありまして。実際、社会保険の方ではもう既にこの点は改められて改善されているのではないかと、というふうには伺っているところでありますけれども、山口市においても早急に改善をすべきではないかと考えるわけでありまして。

以上の点、国保の問題で市民部長に質問いたします。

議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の一部負担金の減免制度についてでございますが、山口市国民健康保険条例の第1条「山口市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる」に位置づけられていると考えております。また、今日の医療費等の状況につきましては、生活習慣病の増加、さらには医療の高度化により近年医療費が高騰しているのが現状でございます。

県内の実態につきましては、現在4団体が一部負担金の減免制度の要綱等を整備しておりますので、本市におきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の国保税の引き下げについてでございますが、現在の保険制度は国民皆保険の体制が敷かれています。これはすべての人が何らかの医療保険の制度に加入し、病気やけがをした場合は医療保険による必要な給付が受けられる体制になっています。

国民健康保険は、この国民皆保険の中核となる医療保険で、職域を対象とする健康保険や各種共済組合の被保険者、組合員やその被扶養者以外の人を対象とするもので、医療保険制度の基盤的な役割を果たす制度です。

国民健康保険に加入する被験者は、農業、自営業者、年金生活者、小規模企業の従業員やその家族の人たちで、職域単位での制度でカバーしきれない人たちを地域を単位として構成する医療保険制度であります。

その主な財源となる保険税の収納は、制度を維持していく上で、また、被保険者間の負担の公平を図る観点から極めて重要な課題でございます。

当市におきましても、医療費の毎年の上昇が大きい中、被保険者の負担をなるべく低く抑えるために、今年度の税率は前年度の税率を据え置くこととし、医療費の増額による不足が生じない場合は、一部基金の取り崩しも予算の中に計上しておりますので、基金の活用も含め考えていきたいと思っております。

国保税本算定調定額の根拠に疑問が生じるということですが、前年度に対し、今年度の加入者全体の基準総所得金額が下がっていることから、世帯及び1人当たりの額の減

少となっていることが考えられます。また、滞納世帯の増加につきましては、加入者は保険税率により皆同じ条件のもとで算定した課税でありまして、所得に応じた軽減措置もあり、相互扶助の上からも滞納整理や納税相談により滞納者に保険税の納付を促していきたいと考えております。

応益割の引き下げについてでございますが、本市においては、国が全国の自治体に指導していますように、応能・応益割合が極力平準化になるよう努めております。国民健康保険税には、低所得世帯に対して軽減制度が設けられており、平成16年8月現在で7割軽減該当世帯が1,593世帯ございます。また、5割軽減世帯が220世帯、2割軽減世帯が410世帯で、合計2,223世帯の国民健康保険税軽減世帯がございまして、加入世帯全体の38.7%の世帯に対して軽減をしているのが現状でございます。

そこで、議員が応益割の引き下げを特に求めると御質問されましたが、応益割の引き下げをいたしますと、平準化のバランスが崩れ、7割、5割、2割軽減の適用ができなくなり、7割軽減が6割軽減に、5割軽減が4割軽減に変更になり、また、2割軽減が廃止になり、大幅に保険税軽減世帯が減少するおそれがあります。長引く低成長経済のときに、低所得者等の保険税負担の増加となる軽減割合の引き上げにつながるような改正は考えておりません。

次に、3点目の国民健康保険証は無条件交付をということですが、保険税滞納者に対する実効的な対策を講ずる観点から、保険税の納期限から1年を経過するまでの間に保険税を納付されない場合におきましては、災害その他政令で定める特別の事情があると認める場合を除きまして、資格証明書への切り替えを行うことが平成12年4月から義務化されたところでございます。

資格証明書の発行に際しましては、本人との納税相談の場として窓口へ来ていただくようお願いをしているわけですが、相談にも応じていただけない方もあり、そうした誠意のない納税者に対して交付をしております。また、滞納者で納税相談に応じられる方に対しましては、短期被保険者証の発行も行っております。

また、保険税に関しましても、所得額に応じた段階的な軽減制度により、低所得者への配慮もなされていますし、地域保険として住民相互は連帯して応分の負担をする国保制度であることも考え、この制度にて納税の意識を持っていただくのも必要な措置とも考えております。

県の国民健康保険課の調査によりますと、資格証明書の発行していない県下の自治体は、現在のところ2団体となっているとのことでございます。

次に、4点目の同一世帯に1枚の保険証では不便についてですが、平成13年4月より

1枚のカード様式でもよいとされていますが、現在、県下の情勢を見ますと、1市のみ実施している現状ですが、1人1枚の保険証を発行することは被保険者の利便性につながることも含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、御理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君）中田静枝君。

15番（中田静枝君） 一部負担の減免制度については、条例の整理など検討をされているようでありますし、保険証の被保険者ごとの発行についても検討をされているというお話でしたが、国保税の引き下げの問題、また、短期保険証や資格証明書の問題については全く前進のない、そういう御答弁でありました。

部長、ちょっとお尋ねをしたいと思えますけれども、そうしたら、これは今国が国保税の引き下げの平準化の問題で応益割だけ引き下げるということはできないんだというお話でしたけれども、しかし、あっちを使えばある程度まで応益割を引き下げることができるし、また、平準化の問題だけでいえば、全体を引き下げれば問題はないということになりますよね。いかがでしょうか。

それから、山県市においても滞納世帯がどんどん増えてきているということで、国保税を払っていただくための努力も担当の職員の方大変苦勞しておられるというふうに思うわけですが、国保税が高い、払うのに大変だということで滞納されている方が99%ではないかというふうに私は思うわけです。そういうことから考えまして、安くなれば滞納の方というのは減ってくるというふうに思います。思いませんか。

それから、資格証明書を発行するということが滞納を減らすことに役に立つのかどうかということ。

それから、もう一つは、これは全国の保険団体の連合会というのが、最近この問題で、資格証明書の発行についての問題で調査結果を発表しておられたということが新聞報道されておりましたが、資格証明書を交付された人たちは、けた違いに医者にかかる率が、受診率が低いという結果が出たということなんです。そういうことについて、結局手遅れで命取りになるという例が全国的にもあちこちで確認をされているわけですが、山県市だってこういう状況が当然あるだろうというふうに思います。そういったことで、手遅れで命取りになるというような資格証明書の交付が、やっぱり行政としてこれを続けるということに非常に責任があるんじゃないかと、問題としてね、そういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、再質問です。

議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） お答えします。

まず初めに、応益割の関係ですが、先ほど言いましたように、平準化といいますのは、まず50対50になるように国においても指導がなされております。それで、応益割が45%以上55%未満の場合に、所得階層に応じまして均等割額及び平等割額が7割、5割になり、2割の軽減ができることになっております。それにつきまして、応益割額が45%未満になりますと、それが適用されなくて6割、4割の軽減しかできなくなります。ということで、応益割が尻上がりしますと、逆に低所得に関しましては不利になるということです。

また、短期被保険者につきましても、やはり滞納している人がたくさんみえますと、納税してみえる人に対してもやはりいろいろと支障がありますので、やはり滞納を減らすという意味で、短期被保険者証を含めまして、その方もそういう納税意欲に応じていただきたいと思います。つまり、今言いましたように、市役所の方へそういう相談に来ていただきますれば、また、納税によっては短期被保険者になってしまうこともできますので、そういうこともお願いしたいということで資格証明というのは今後続けていきたいと考えております。

以上です。全部まとめて言いましたけれども、よろしく願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 御答弁としてはちょっと、もっともっと研究をしていただきたいというふうに私は申し上げたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

2番目の質問は、産業経済部長に質問をいたします。

長引く不況の中で、山県市内の建築関連の方たちなんか大変仕事が減って困っておられるという、そういう状況ではないかというふうに思いますが、この山県市の地域産業の支援策として、住宅のリフォームに対して、市として助成制度をつくるというようなことをしたらどうかというふうに御提案をしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

これは、他の自治体で既に何年か前から行われておりまして、不況がやっぱり深刻になってきた状況の中でどうやって地域の経済を活性化させていくのかということで、実際にもう導入されているということが私も新聞報道などで目にしたわけでありましてけれども、地元の企業で工事をしてもらう場合に、リフォームですね、1件当たり上限を設けて、ほかの自治体では10万円までというふうなところが多いようですけれども、上限を設けて、その住宅をリフォームする人に助成をするという形になっております。

地元企業に確実に仕事が行き渡る制度として、埼玉県では20以上の自治体がこれを実施し、その経済波及効果というのは14倍だと言われておりますし、明石市におきましては16倍の効果が出たというふうに報道されているわけでありまして。

この提案について、ぜひこの山県市でも取り入れられるといいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 中田議員の御質問にお答えします。

ただいま自治体の内容についてお話しいただきまして、地域産業の活性化のために、市民の方が市内建築業者に自ら住んでいる居住用住宅のリフォーム工事を行った場合、市がその経費の一部を助成し、市内の商工業の振興に寄与する制度でございます。

この制度について、近隣市町村の調査をしましたところ、このような助成制度を行っている市町村はございませんでした。また、県においても、助成制度を導入している市町村を把握していないとのことでした。

本市といたしましては、現在のところこの助成制度を導入することは考えておりませんので、御理解のほどよろしく申し上げます、

議長（藤垣邦成君）中田静枝君。

15番（中田静枝君） 近くでやってないからと、非常に前向きでない御答弁だったというふうに思うわけですが、残念です。もうちょっと研究していただいて、市内の業者の方たちの意見なんかぜひお聞きになって、検討されていくことを求めたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

3番目の質問は、自主運行バスの改善をということで、質問いたします。

自主運行バスにつきましては、利用されていらっしゃる方は、これがないと生活できないという、そういう今ぎりぎりところでの自主運行バスの利用をされているわけですが、これがやはり運行の回数の問題ですとか、または時間の問題、または実際に生活するために医者に行ったり、買い物に行ったりということで、活用するのに非常に不便だというような問題、また、同じ市民なのに100円から300円までということで額に差があるということに対する不満の声など、いろいろ改善を求められるということで声が届いているわけでありまして。

また、伊自良地域におきましては、岐阜バスの黒野線というのがかなり本数が多く出ているわけですが、こちらにおきましては、料金についての岐北線、神崎線というんですか、あちらの方のように軽減策がとられていないということで、このことにつ

いての検討もぜひしてもらえないだろうかという声も届いているわけであります。

こうした自主運行バスについての皆さんの声というのは、やはり利用者に直接市がアンケートなどで声を聞いて、そして生かしていくという、そういう姿勢が大事ではないかというふうに思うわけでありますけれども、以上の点について、企画部長に質問いたします。

議長（藤垣邦成君） 企画部長、答弁は簡明に願います。

企画部長（船戸時夫君） 中田議員の御質問にお答えします。

バスは市民生活に欠くことのできない交通手段であるので、市民の方が利用しやすい運行体制の確保が最重要課題であると考えています。

それでは、御質問の1点目のハーバス伊自良線の運行回数の改善をとのことでありますが、この運行回数、また時刻については、高校生の通学及び高齢者の病院への通院時間等に合わせて設定いたしております。議員も御承知のとおり、ハーバスは伊自良線と大桑線をそれぞれ1台で運行しており、運行本数は限られ、現行の体制での運行回数増は非常に困難と考えます。そうしたことから、現行の運行体制を維持したいと考えております。

なお、他の路線と比較して格差が大き過ぎ差別的であるとのことですが、他の路線は不明ですが、大桑線とはほぼ同じです。また、平成9年に廃止されました岐阜バス梅原線として運行していた当時と比較しても、運行本数に格差はありませんので、差別であるとは思っておりません。また、伊自良地域では利便性が向上した旨の声も聞いております。

2点目の美山富永近辺の医院に通うのに不便とのことですが、富永付近は岐北線が通っています。板取線は国道256号のバイパスが開通したことにより、乾地区からの運行経路を見直したものです。今後、この路線の再変更は考えておりません。

3点目の料金の違いについてであります。現行の100円から300円のゾーン運賃は、利用者の方にも応分の負担をいただき、公平感を持っていただくために設定いたしておりますので、御理解賜りたいと思います。

利用者数は減少傾向にあり、財政負担が大きくなってまいりますので、バス運行に係る補助負担額は本年度1億1,200万円になり、うち4,300万円が県の補助となる見込みです。

以前と比較して運賃は低額に設定しておりますので、現行どおり維持し、利用増については、各種方策を講じてバス利用の推進を呼びかけてまいりたいと思います。

4点目の伊自良地域の黒野線でございますが、こちらは岐阜バスの営業路線であり、

運行主体が市である自主運行バスではありませんので、運行体系が違います。

自主運行バスは、市が事業者運行委託し、収支の差額を補助しているものですが、このため営業路線と自主運行路線とは違う体系になっております。黒野線は国から生活交道路線維持費補助金を受けている路線であり、御質問のケースでは、事業者である岐阜バスや運輸局等と協議する必要があります。また、事業者の営業路線に対し、減収分の補助を含めて何らかの対応をしなければならないと考えておりますので、慎重に検討する必要があります。

5点目のアンケート調査についてであります。現在市で行う予定はありませんが、自主運行バス懇話会を開催しまして、利用者の要望、改善等を把握し、市民ニーズに即した運行体系、サービスを提供すべきものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 以上で、中田静枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で11時30分まで休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順位 5番 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 発言のお許しをいただきましたので、ただいまより自主防災に関する質問を総務部長にお願いしたいと思います。

今年、観測史上最高となる10個の台風が上陸し、各地に大きな被害をもたらしました。中でも台風23号は、10月20日に高知県に上陸し、その後近畿、中部、関東地方を縦断し、本州付近に停滞していた前線が刺激され活発に活動したため、広範囲で暴風、豪雨、高波となり、41都道府県に大きな災害をもたらしました。そのことは皆様方御案内のとおりであります。それに追い打ちをかけるように、10月23日には新潟県川口町で震度7を記録した内陸直下型地震が中越地方を襲い、甚大な被害をもたらしました。余震におびえる被害者も多く、いまだに復旧の目途も立たない状況であります。被害者の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

こうした風水害、震災等が新聞、テレビで放送され、災害のすさまじさを目の当たりにし、東海地震・東南海地震等が懸念されることを考え合わせますと、私たちの住む地域の防災対策はこれでよいのだろうか、こんな疑問を抱くのは私一人だけでしょうか。

市民の皆様方からも台風や地震に対する備えは十分だろうかという声が聞こえてまいります。

そこで私は、県の防災政策課を訪ね、県の防災に対する取り組みについて聞いてまいりました。一つは、県地震防災対策推進条例を来年4月より施行できるよう準備を進めているということでした。これは12月7日付の新聞にも報道されておりましたので、御存じの方もあろうかと思いますが、この条例案は地震に強いまちづくりを目指して、耐震診断、耐震改修を県民、市町村、県が一体となって推進していくことになっております。今後、市町村にも同じような条例を制定するよう指導していくことになっておりました。

もう一つ聞いてまいりましたのが、「自らの地域は自らで守る」という、地域防災協働隊、これは仮称でございますが、字は、協働隊の「協」は協力の「協」、それから働くという字と、自衛隊等の「隊」という字を書きますが、これも構築の話でございます。

これは小学校単位程度の地域で、自主防災組織、消防団、女性防火クラブ、警察、建設防災支援隊、工場、高校生等、地域に密着した防災関係組織などが協働して、大規模な災害が発生した時、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みとして考えられたものであります。今年度、県内で10の市と町にモデルケースとして取り組んでもらっているとのことでした。

また、地域防災協働隊を構築していく中で、災害図上訓練を取り入れていくことにしております。この災害図上訓練とは、自分たちが住んでいる地域の避難場所や防災施設などを、地域の人たちが参加して、住宅地図の上で確認したり、災害が発生したという想定で参加者全員でイメージトレーニングをしてみようというものであります。県も自主防災組織の充実と県民意識の高揚に積極的に取り組んでいるその意気込みを感じてまいりました。

先ほど申し上げました地域防災協働隊の構築に取り組んでいるモデル地区に、近くの本巢市が入っていると聞きましたので、本巢市の防災担当主査に聞いてまいりました。

本巢市では、もともと自治会単位で自主防災組織ができ上がっておりましたので、それを旧町村単位にまとめて地域防災協働隊を組織したとのことでした。また、市の防災訓練に各自治会で組織している自主防災会が同時に訓練に参加し、地域の災害状況を災害本部に伝達することにより、市全域の防災意識の高揚に努めておるとのことでした。災害図上訓練につきましては、糸貫地域防災協働隊で県より指導者を招いて実施されておりました。

こうした本巢市の地域防災に対する積極的な取り組みにつきましても、大変参考にできるのではないかと、こんなことを思っております。

大地震が発生した場合、災害は広範囲にわたり、火災を初め、交通阻害、電話、電力、水道の不通、建物の崩壊など、多種多様にわたり現在の防災体制では被災地に対して十分な対処ができないと言われておりますし、阪神・淡路大震災でも救助された95%は自分自身、または家族や隣人によって救助されたと言われております。自主防災組織の充実は非常に重要であり、急務であると言わざるを得ません。

また、NHKテレビで12月の10日に「大地震にどう備えるか」というテーマで放映をされました。皆さん方も大勢見られた方があると思いますけれども、そこで言われておりましたことは、活断層の多いこの地域で、いつ大地震が起きても不思議ではない。そのときの災害を最小限に食いとめるには地域に根ざした自主防災会であり、耐震診断、耐震補強がしっかりできた災害に強いまちづくりであるということでありました。特に、私の目を引きましたのは、刈谷市今川町の取り組みでありました。今川地区自主防災会は街路地安全班、避難誘導班、家屋安全班、災害弱者救護班、それから救出救護班、防火班、水防班で組織され、街路路安全班では、住宅のブロック塀が道路に倒れてこないか入念に点検されておりましたし、また、災害弱者救護班では、避難するのに援助が必要な家庭に避難の手助けをする担当者が、この災害弱者の家に赴き、面接し、安心感を植えつけていたことであります。こうしたきめ細かい活動のできる防災会こそ、私の求める自主防災会であります。

災害時に死傷者を1人でも少なくするのは、向こう三軒両隣の助け合いであり、地域の輪であると、この自主防災会長さんがおっしゃっておりましたけれども、この言葉が非常に印象的でありました。

昨年、この山県市にも各自治会単位に自主防災会の組織ができました。私の住んでいる高田自治会には、上組、下組、西山、山ヶ崎と四つの集落があります。私は、この集落単位で地域住民全員が参加し、身近な避難場所はどこにしたらよいのだろうか、どの道を通って避難をするのが一番安全なのか、がけ崩れなど起きそうな危険なところはどこにあるのか、災害弱者と言われるお年寄りの方が住んでいらっしゃる家庭はどこにあるのか、そんなことを話し合いながら実態を十分把握した上で、住宅地図に記録しておけば立派な防災マップができるのではないかと思いますし、災害図上訓練にもなります。これをもとに自治会で避難訓練を行えば、地域住民の防災意識の高揚にもなるのではないのでしょうか。

こうした防災訓練を毎年繰り返して行うことにより、災害が起きたときでも右往左往

することなくスムーズに避難することができる、そんな自主防災会をつくりたいと思っております。

そこで、次の点についてお聞きしたいと思いますが、山県市防災計画で規定されている避難場所、避難所の安全性は検討されているのでしょうか。毎年実施しておる防災訓練に、各自治会で組織されている自主防災会を参加させてはどうか。山県市の自主防災会の取り組みは、現在どのような状況になっているのか。自主防災会を充実させるために、どのような指導をしていくつもりなのか。飲料水、食糧の備蓄は十分な備えになっているのか。住民に対する防災意識をどのようにして高めていくおつもりなのか。総務部長にお尋ねいたします。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 谷村議員の御質問にお答えをします。

本年度上陸した台風も多く、当市におきましても、6月21日の台風6号を皮切りに計6個の台風が接近あるいは通過し、警報発令と同時に市の防災体制を敷き対応したところでございます。

被害状況としましては、台風23号により床上、床下浸水がそれぞれ1件、道水路被害28カ所等でしたが、人的被害はなく、不幸中の幸いであったと思っております。

山県市地域防災計画で指定してあります避難所の安全性に関しての御質問でございますが、災害の状況や種類、あるいは時期等を判断要素に、その都度協議の上避難所として開放するかどうか決定することになっておりますので、安全性は確保できるものと考えております。また、指定避難所の地震に対する耐震診断は、各小中学校、各公民館等の公共施設は完了しておりますが、1カ所だけちょっと完了していないところがございます。補強工事が必要な施設に関しての対応は、管理する部局で現在検討がなされているところでございます。

次に、山県市総合防災訓練につきましては、昨年度は桜尾小学校、本年度は伊自良中学校をメイン会場として、地元の自主防災会の参加協力を得て実施しました。本年度新たな試みとして民間ヘリコプターによる搬送訓練を加えたところでございますが、来年度は美山地域で実施を予定しておりますので、地域の特性に合った訓練を加え、美山地域の自主防災会の参加をいただき、実施したいと考えております。

自主防災会の取り組み状況でございますが、自治会単位での自主防災会は12月現在で155自治会中138自治会で結成されております。今後すべての自治会で結成していただけるよう鋭意努力中でございます。また、既に活動されている自主防災会につきましては、より活発な活動を支援するために、自主防災会活動マニュアルの作成を検討してお

ります。

自主防災会を充実させるための指導に関してでございますが、議員もおっしゃっておりますとおり、岐阜県におきまして県地震防災対策推進条例を来年4月の施行に向けて検討を進めておられます。実施されますと、県民、事業者、市町村及び県が一体となってそれぞれの責務を負うこととなります。市といたしましても、市の役割を積極的に果たすとともに、自主防災会の活動に対しても支援していかなければならないと考えております。

また、県が毎年実施しております自主防災会リーダー研修会に積極的に参加を呼びかけまして、リーダーの育成に努めてまいりたいと考えております。

そういうことの積み重ねによって、自主防災会の組織力の強化と自主的な訓練活動の拡大につなげ、ひいては地域の実態を組み込んだ防災マップの作成にもつなげていけるのではないかと考えておるような次第でございます。なお、自主防災会が独自に行う訓練に対しても、要請があれば消防署も全面的な協力をしていただけるということになっておるような次第でございます。

次に、備蓄用の食糧、飲料水についてでございますが、非常食の保存期間は大半が5年です。それを見据えて計画的に毎年補充と入れ替えを行っております。平成16年12月現在の山県市の備蓄する非常食は、アルファ米1万5,800食、クラッカー6,400食、乾パン1万1,266食、飲料水8,649リットルであります。どれも食する方法は簡易でどなたにも対応でき、各地域ごとに保存しておりますので、災害を受け、非常食が必要となったときは山県市防災対策本部の指示で配布する段取りとなっております。なお、入れ替えで不要となった非常食は、市の防災訓練で利用したり、自主防災会の訓練等で御試食をいただいております。

住民に対する防災意識の高揚につきましてでございますが、自主防災会による防災訓練の推進を図るなどして、身近なところで防災意識の向上に努めるとともに、広報山県や有線テレビを通じて積極的に活動されている自主防災会の先進事例を紹介するなどして啓発を図っていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） ただいま総務部長には非常に前向きな取り組みの答弁をいただきました。災害は起きてから、ああしておけばよかった、こうしておけばよかったと言っておっても始まりません。今回回答いただきましたことはできるだけ早く実行したり、あるいは指導いただきたい。こんなことを思っております。

先ほど総務部長さんの回答の中にもありましたように、台風23号では山口市も被害を受けております。10月20日の夜には梅原の七日市の県道が冠水し、消防団が出動し、路肩に土のうを積む等の応急手当がされました。当然この時間帯では鳥羽川あるいは伊自良川の増水は非常に危険な状態であったというふうに思われるわけですが、こうした情報が地元伝わっておらず、自主防災会の対応にとまどっているような状況でございましたし、地域の住民からは、不安な一夜を過ごしたと、こうしたときにCCY等で災害の状況や、あるいは河川等の状況の情報を提供していただきたいと、こんな声が聞かれました。CCYは、今情報化社会の対応ということで多額の経費を費やして伊自良、美山にも広げようとしておられますけれども、地域の皆様方にいろんな情報を提供してこそ、その価値があるというふうに思います。

そこで、災害情報等の取り組みについて、再度総務部長にお尋ねをいたします。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 谷村議員の再質問にお答えをいたします。

災害情報等の取り組みについてということでございますが、防災情報の伝達手段として、山口市防災行政無線（同報系）施設整備が実施中でありまして、この工事につきましては、第3回の定例会で御議決をいただいた案件でございますが、この施設は、伊自良地域、美山地域では合併前に整備されておった施設でございますが、この施設を今回統合して、さらにエリアを高富地域に拡大を図るものでございます。制御卓は本庁舎に設置しますし、事業の完成は平成18年2月ということに契約上なっておりますけれども、一日も早く完成して運営ができますように、事業の進捗には最大の努力を払っているところでございます。

この事業で、各家庭や一定規模以上の商店や事業所にも個別受信機を貸与するという形でそれぞれ設置することになっておりますが、音声による防災関連情報が速やかな伝達ができるという施設でございますので、大きな力を発揮するのではないかと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 今、災害情報の取り組みということで、防災無線を今後利用しながらの提供ということでございましたけれども、せっかくあるCCYでございますので、こんなのもできるだけ活用ができれば非常にいいのではないかとということでございますし、また、住民の皆様方もこうした情報を気にしておられますので、そういったことも含めて今後御検討いただき、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わりにさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 以上で、谷村松男君の一般質問を終わります。

議場の時計で13時まで休憩といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順位6番 尾関律子さん。

2番（尾関律子君） お許しをいただきましたので、通告に従い、3点について質問させていただきます。

1点目に、行政サービスについてですが、社会の高齢化が進む中で、耳が聞こえにくくなる方が増えております。行政のサービスとしては、すべての人が利用しやすい施設となるようにバリアフリー対策が急がれていると思います。耳の不自由な方が安心して利用できるように、「耳の不自由な方は筆談いたしますので、申し出てください」などと記入をした耳マークを公共施設の窓口に設置していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

また、公共施設には、オストメイト、人工肛門や人口膀胱の方の対応の多機能トイレを設置していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、庁舎や支所などに来られる方の中にはさまざまな状況の方がおられます。窓口の業務の中で、プライバシーが守られなければならない対応が必要な方も多くあると思います。プライバシーの保護についての配慮はどのようにお考えでしょうか。総務部長にお尋ねをいたします。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 尾関議員の御質問にお答えをします。

1点目の耳マークの設置についてでございますが、耳の御不自由な方が少しでも安心して窓口に来ていただけるように、耳マークの設置につきましては、積極的に進めてまいりたいと考えております。

2点目のオストメイト用トイレの件でございますが、調べてみますと、現在9の道府県でオストメイト対応トイレの整備基準が制定されまして、設置が推進されているということでございます。オストメイトの方が全国に約20万人、山県市内には30名ほどの方がおみえになるようでございます。一定の時間ごとに装着物の洗浄が必要と聞いておりますので、そのことから考えてみましても、公共施設には設置が必要だと思いますので、スペースの問題とか、あるいはどういう機種を選定するのかと、検討しなければなら

い課題もございすけれども、前向きに取り組まさせていただきたいと思っております。

3点目のプライバシーの保護の件でございますが、無料法律相談は個別の部屋で行っておりますので、プライバシーの保護は十分守られていると思います。そのほかに相談とか申請等で窓口へお見えになられた方については、個室に案内して相談事を伺う場合と、カウンターで対応する場合がございますが、個室で対応する場合にはプライバシーは守られますけれども、個室の数が十分ではございませんので、個室で対応すべき相談をカウンターで対応し、市民の方に大変不愉快な思い、あるいは御迷惑をおかけしたこともあるかと思っております。今後は今ある個室を十分活用しつつ、職員の対応方法についても指導してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。

2番（尾関律子君） 今、御答弁いただいた耳マーク、オストメイト用トイレについては、前向きに取り組みいただけるということで、より早くの設置をお願いしたいと思います。

プライバシーの保護についてですが、市民の皆さんが安心して窓口に来ていただけるよう配慮をよりしていただきたいと思っております。

次に、2点目ですが、防犯対策についてです。

先ごろ、奈良県では下校途中の小学生が亡くなるという許せない事件が起きております。山県市内でも「不審者が出回っているので注意するように」との注意書きが配布されております。安心して暮らせるまちづくりを目指し、また、子供を犯罪から守るために「子ども110番の家」がありますが、通学路がないところも多くあります。このような状況の中で、市はどのような対策をお考えでしょうか。

また、公用車に防犯パトロール実施中、あるいは子ども110番の車などのマグネットステッカーを張り、犯罪抑制の推進をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

地域の方の目を光らせての犯罪抑制として、愛犬家の方に犬の散歩を兼ねて腕章やバンドナをつけてのわんわんパトロールや、日ごろから散歩やジョギングなどをされている方に地域パトロールを兼ねてもらおうエンゼルパトロール制度の推進については、どのようにお考えでしょうか。

総務部長と教育次長にお尋ねをいたします。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 尾関議員の質問にお答えをします。

1点目の市の対策についてでございますが、現在、市で積極的に取り組んでいますのが防犯灯の設置でございます。

自治会からの要望によりまして、計画的に防犯灯の設置をいたしておるところでございます。山県市内には現在約2,900基の防犯灯が設置されております。その維持管理も行っております。ちなみに、本年度の防犯灯関連予算額は、新設設置費80基分で170万円、修繕費1,200基分で378万円、電気料金956万4,000円でございます。また、山県警察署内に山県市防犯協会という団体がございます。会長を市長が務めておりますが、山県市自治会連合会長や山県市商工会長、あるいは山県市金融機関防犯協議会長、あるいは山県市接客業防犯組合連合会長等の委員で構成されておる団体ございまして、防犯協会の活動内容といたしまして、広報活動として毎月「地域安全ニュース」の発行、地域安全活動として「子どもを犯罪から守る活動」、「街頭犯罪被害防止広報活動」、「幼児等に対する声かけ・連れ去り事案未然防止活動」等を実施しております。市としましても、防犯協会との連携によりまして、犯罪のない安全で明るく住みよい山県市の建設に努めているところでございます。

2点目の公用車にステッカーを張ってはとの件につきましては、大変結構なことでございますので、その方向で検討させていただきます。

3点目のわんわんパトロールやエンゼルパトロールの制度推進につきましては、市民の皆様のご協力なくしてはできない制度でございますので、防犯協会ともよく相談をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 尾関議員の防犯対策についての御質問にお答え申し上げます。

1点目の市はどのような対策をお考えかとの質問でございますが、子供たちを犯罪や事故から守るため、教育委員会では常日ごろより学校やPTA、また青少年育成市民会議とも常に連携をとりながら、その安全対策について重点的に対応、推進しているところであります。特に合併により地域の違いから校区青少年育成会が中心となり、関係機関と連携して活動しております。

2点目の公用車にステッカーを張ってはとの御質問については、現在、子ども110番の家について再点検の上、新規登録の計画を進めており、110番の旗が色あせたり、支えが折れたりしているお家には、校区青少年育成会を通じて交換を予定いたしており、子ども110番の旗の目印があちこちにあること自体の抑制力を期待しております。

なお、公用車にステッカーを張ることも効果的な方法かとも考えるところであります。今後関係機関と連携の上、検討を重ねてまいりたいと存じます。

3点目の地域の方々の目を光らせての犯罪抑制につきましては、校区青少年育成会やPTA、あるいは地域サポーターの方々がステッカーや腕章を用意して、子供たちの安全を見守っていただいたり、今年度には郵便局の御協力をいただくなど、地域の取り組みとしての関心ある協力体制を今後も十分確立してまいりたいと考えております。

また、平成15年度よりは市内全児童生徒には防犯ブザーを配布し、事件の未然防止にも対応をしているところであります。

いずれにいたしましても、取り返しのつかない事故が起きてからでは遅いわけございまして、関係機関と十分連携の上、未然防止に努めてまいりたいと思っております。あわせて、市民の皆様による見守りが大切でありますので、今後とも市民各位の御理解、御協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。

2番（尾関律子君） 今、御答弁いただいた「防犯パトロール実施中」というようなステッカーはより早めに張っていただいて、より推進をしていただきたいと思います。安心、安全なまちづくりには地域の方々との協力が必要なわけです。今、防犯組織を立ち上げる準備をされている地域もあると聞いております。市民の方々の協力により推進を拡充して、より力を注いでいっていただきたいと思います。

3点目に、AED設置についてですが、AEDとは自動体外式除細動器のことです。今、日本では毎年4万人近くの方が心臓突然死で亡くなっています。中でも病院以外で亡くなるとされるのは、2万から3万人と推定されています。救急搬送のデータによると、その多くが心臓が細かく震えることで血液の流れが止まってしまう心室細動が原因で、心室細動は症状が発生してから1分ごとに10%ずつ救命率が下がり、5分後には約半分が、10分後にはほとんどの人が助からないと言われております。このため、1秒でも早く心臓に電気ショックを与え、心臓の働きを正常に戻すことが大事になってくるわけです。救命率向上にはAEDの設置が決め手となります。

厚生労働省が、今年7月1日よりAEDの使用を医師や救急救命士、航空機の乗務員だけでなく、救命の現場に居合わせた一般の人にも使用を認めたということを受け、各地の公共施設などへのAED設置が進んでいます。

岐阜県においても、利用者の多い111の施設に配置されています。山口市においては、どのようにお考えでしょうか。市民への周知については、どのようにお考えでしょうか。また、スポーツ施設、その他の公共施設への設置については、どのようにお考えでしょ

うか。消防長にお尋ねをします。

議長（藤垣邦成君） 岡田消防長。

消防長（岡田達雄君） 尾関議員の御質問にお答えいたします。

まず、スポーツ施設、公共施設等への設置についての考えをお答えします。

先ほどお話がありましたように、自動体外式除細動器、通称A E Dといいますが、これは今年の7月1日に厚生労働省医政局長の通達により、救命の現場に居合わせた一般市民が使用しても医師法違反にはならないということとされました。

A E Dは、心肺停止状態になった人に対して、電気ショックを与えて心臓を蘇生させる機械であります。誰にでも使えるよう機械が傷病者の心電図を自動解析し、電気ショックが必要な場合には、機械が音声で指示を出すようになっております。

消防本部といたしましては、3台あります高規格救急車に半自動式のA E Dが搭載されており、救命救急士が救急救命の現場において使用しております。

県内では、既に岐阜県が県庁やメモリアルセンターなど、一般県民が多く利用される11の施設に導入されており、市町村では多治見市が12月に導入されると聞いております。

当消防本部といたしましては、今後一般市民が多数利用される施設を所管する関係部局と連携を密にして、導入に向けて協議をしていきたいと考えております。

使用につきましても、救急救命士が一般市民に対して指導していきたいと考えております。

次に、市民への周知に対する考えはということでございますが、消防職員に対しましては、2月に岐北厚生病院の先生を講師に迎え、A E Dの研修会を行う計画でおります。一般市民の方に対しましても、各機関などで実施されます講習会や当消防本部で行います救命講習会などの情報を広報山県やC C Yなどを利用してP Rし、使用可能者の養成に努力していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。

2番（尾関律子君） 一般市民に向けて利用をとということで、前向きな協議をしていただけるというふうにお答えいただきました。一般の市民に対しての講習会というものがどのような状態で開催をされていくのか、再度質問をさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 岡田消防長。

消防長（岡田達雄君） 尾関議員の再質問にお答えします。

講習会はどのように開催されていく予定ですかという御質問ですが、一般市民の方の受講義務はつけられておりませんが、講習は180分のカリキュラムとなっておりますの

で、それに沿って実施していきたいと考えております。

また、A E Dの設置されました施設につきましては、随時職員の方に講習を受けていただくよう積極的に指導していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。

2番（尾関律子君） より安心なまちづくりに推進をしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 以上で、尾関律子さんの一般質問を終わります。

続きまして、通告順位7番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） では、一般質問を行います。3問通告しておりますけれども、先日の議会運営委員会でも時間の関係もあって、基本的なところに絞ってはどうかということも指摘されました。そこで、答弁者の方とはそれぞれ3問とも相談して少し縮める形にしておりますので、そのように行います。

まず、1問目ですけれども、水道部長にお尋ねいたします。

美山のおいしい水とカルシウムという問題です。美山地域では、簡易水道を統合して上水道にする基本計画があります。旧美山町時代の1998年、6年前から総事業費43億円で着手されています。美山地区の神崎の円原水系の水はおいしいことで有名です。遠くからこの源流まで水をくみに来る人が多数あるほどです。

美山の水道の統合計画の一番大きな部分は、この円原水系のおいしい水を市民の各家庭まで供給しようというわけで、期待も大きいものです。

そこで質問しますが、事業全体について、現在までの進捗状況と今後の見込みはどのようでしょうか。

次に、円原水系のうち、既に給水開始している部分の地域と、今後に給水開始予定の地域と、その時期はどのようでしょうか。

三つ目ですが、既に給水開始した地域から市に寄せられている声はどのようなものが、どの程度ありますか。

四つ目、それに対する市の対応と見解、そして今後の対策はどのようでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 寺町議員の美山のおいしい水とカルシウムという御質問にお答えをします。

美山地区では、現在合併前からの継続事業である統合簡易水道事業を実施しております。事業の内容は、中洞地区を除く小規模な四つの簡易水道、谷合、乾、北武芸、富永

を統合し上水道とするもので、新しい水源地及び配水池の設置、老朽化した施設の改修を行うことにより、給水の安定化を図るとともに、水道未普及地域への配水管の拡張を行うものであります。

事業期間は平成10年度から平成18年度までの9年間、総事業費は当初約43億円で計画しましたが、管の埋設深の変更等による経費縮減により、現在の見込みとしては約41億円でございます。

さて、御質問の1点目、現在までの事業全体の進捗状況と今後の見込みについてでございますが、現在までの事業全体の進捗状況は、平成15年度末の実績で74%、平成16年度末では84%を見込んでおり、平成18年度には当初の計画どおり事業を完了する予定でございます。

次に、2点目の円原水源に関する御質問についてですが、事業を進める上で新しい水源について水質、水量等の面から調査を行った結果、円原地区に新しい水源を求めることに決定し、これをもって事業の認可を受け、平成13年度には水源地及び配水池が完成し、平成15年8月から配水管の改修が済んだ北武芸の笹賀・徳永・佐野・青波地区、富永地区、田栗地区、片原地区に給水を開始しております。

今後給水開始予定の地域及び時期は、谷合地区、西武芸地区、葛原の一部、百瀬・神有・上馬場・下馬場・山戸地区が平成17年度、神崎地区、谷合の一部、三日月・九合・平・すべり石・瀬見地区が平成17年度から18年度となっております。

給水を開始した地域から市に寄せられている声でございますが、平成15年8月に給水を開始し、しばらくが経過してからボイラーや湯沸かし器が目詰まりを起こすなどの苦情が10件程度寄せられました。旧簡易水道の水を給水していた時期には特に問題はなく、円原水源に切り替わった後に苦情が発生したため、市といたしましては直ちに原因の調査及びその対策を検討いたしました。

苦情をお寄せいただいた方には、調査及び対策のためにしばらくの猶予をいただくよう説明してまいりました。

円原水源の水質については、統合簡易水道事業の認可を受けるとき、及び給水を開始してから毎月水質検査を行っていますが、水道法に基づく水質検査は厚生労働省の示す基準値以下で、飲料水として適正であります。また、工業用水道供給水質についても、工業用水道維持管理指針が示す基準値以下で適正となっております。

旧簡易水道の水と変わった点としては、厚生労働省の示す基準値以下ではありますが、硬度、カルシウムなどのミネラル分でございますが、これが高くなったこと、及びPH値、これは酸性、アルカリ性の度合を示す数値でございますが、この値が上昇したこと

であります。

調査の結果、ボイラー等の目詰まりの要因として、硬度及びPH値が高くなった水をボイラー等で加熱することにより、カルシウムが析出し、付着したものと考えられることから、現在までに保健所と相談の上、対策を検討してまいりました。

その結果、おいしい円原水源の水を生かす最適な対策として、円原水源の水に現在予備水源としている旧簡易水道の水を混ぜ、硬度を下げる方法で水質の変更を行うこととしました。

なお、本体策は早速来年1月から実施してまいります。先ほど説明をさせていただきました今後給水を拡大していく地域における給水開始は、この水質変更による効果を確認してからとなります。また、北部の片原、神崎地区については、この水質変更では対応ができませんので、現在経費、効果の面から対策を検討しており、別途対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、寺町議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 通告してあって、1分45秒の質問に6分も答弁しないでいただきたい。簡潔に答えていただきたいと思えますけれども、応急の対応はしていただきたいし、それは必要だと思うんですが、今回の円原水源については、すぐに近くで別のところの水をとれば同じおいしい水が確保できるという話もあるようですし、もう少し長期的にはおいしい水をどうしたらいいかという観点を改めと見直してほしいと思えますが、時間の関係で次の質問に移ります。

2番目ですけれども、総務部長にお尋ねいたします。

最近大きな社会問題になっている多重債務者ということについて、市も取り組んではどうかという観点で質問いたします。

消費者金融、いわゆるサラ金ですね、こういったところや信販会社など数社から借金して返済に行き詰まる、こういう多重債務の人が増え続けています。どうしようもないと思って自己破産する個人というのは、昨年は24万人を超えたと言われてます。1998年、平成元年には全国で9,190人だったのが、国民の500人に1人になっているというわけです。破産予備軍は150万人から200万人というふうに言われています。山県市の人口割で単純に計算してみますと、昨年の自己破産は市内で約60人、破産予備軍は約350人から480人と推定されます。多重債務者になると、本人だけでなく家族の生活も困窮してしまいます。

そこで質問いたしますが、市は市内で自己破産をした人の数を把握していますか。

続いて、この借金は非常に金利が高いわけですが、機械に簡単に借りられるという便利さがあり、さらに、テレビのコマーシャルでもたくさんはらんしているということから借金してしまう人が多い、そういう今の時代の特徴があります。

さらに返済のための借金といったことを繰り返すと自転車操業になります。このときに相談に行けばほとんどの場合解決の道が開けると詳しい人は言います。持ち家を保ちながら債務を減らしていく、個人再生という手続、それから、債務を圧縮する解決方法というのは、特定調定とか任意整理、そういったものもあります。多重債務者にならないための若い人たちへの金銭についての教育、成人への啓発が急がれます。

借金地獄から助かる道があると知らせる努力を強めることも大切だというふうに指摘されています。

そこで、まず自治体についてですが、自治体はどこも広報という有力な伝達手段を持っています。多重債務には解決策がありますよ、そのためには相談機関がありますよということを知りやすく目立つように載せることはすぐにできます。最初に少し借りてずると深みにはまる、こういう多重債務のパターンを紹介したり、高利でいかに多くの利息だけを払わされているかをやさしく解決するというのも有効です。

そこで、市の広報で相談するところがあるということ、簡単な説明を周知してはどうでしょうか、お尋ねいたします。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 寺町議員の御質問にお答えをいたします。

第1番目の件でございますけれども、裁判所からの通知がありますので、その裁判所からの通知があった人と税務課の方へ弁護士の方から債権処理の通知があるそうでございますので、その通知のあった人、その範囲内で把握をいたしております。

第2番目の件でございますが、市は弁護士法律相談所を毎月1回開催しておりまして、月平均五、六件の相談がございます。相談内容は秘密にしておりますし、弁護士と1対1で相談ができますので、自分一人で悩んでいるのではなく、気軽に相談に来ていただきたいと思っております。

第3番目の件でございますが、市の広報山県や有線テレビCCYを周知、啓発のよき媒体として、有効に活用したいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、総務部長に再度質問いたしますけれども、山県市は簡単なアドバイスをできる程度の職員、こういった職員を1人でも養成して、窓口を市

民の方にお伝えして、危機に陥る市民を少しでも減らそうと、そういった努力すべき既に時代の状況じゃないかと思うんですが、今後いかがいたしますか。

窓口の職員の養成などということについて提案いたします。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 寺町議員の再質問にお答えをいたします。

市が月に1回開催しております弁護士法律相談や岐阜県消費生活センターにおける相談、あるいは岐阜県弁護士会や岐阜県司法書士会の行っている専門家による相談窓口の紹介やPRにより、寺町議員の言葉をお借りするならば、悩み苦しむ人を減らす努力をしたいと考えています。

職員の養成の件につきましては、そういう研修とか何かがありましたら積極的に参加をして、そのような職員を育てていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 研修があれば参加したいというのは消極的な養成の意思かと受けとれますが、そういう機会があればということは、市からも探してほしいと、私もそういう情報があったらお伝えしますので、ぜひ職員を派遣していただきたいと思います。

次に、3番目ですけれども、建築廃材のうちの木くずですね、これをチップにするという事業があるんですけれども、このことについて助役にお尋ねいたします。

産業廃棄物の中で木くずというところに分類されている、いわゆる建築用の廃材ですね、これを細かくチップにしてそれを堆肥にしていくという事業が岐阜の北部、伊自良地域を中心に行われております。

この伊自良地域の大森の地内3カ所に大量にチップが堆積されています。新しい住宅地に隣接しているということから、私にも不安や苦情も入ってきています。このもとの破碎という許可を受けた破碎場では、善商の事件ですね、3月に岐阜の椿洞であった善商の事件の後、5月ごろから急激に廃材の入荷が増えているというのも、道路を通れば目でよくわかります。

今年の9月には伊自良の藤倉の地区に、この農地に大量に運び込まれています。その様子はどう見ても廃材のチップで農地を埋めているというふうにしか言えません。しかも、最近ではチップにしたらもうそのままダンプで運んできて水田にあけているという状態です。水田の面から80センチから1メートルぐらいの高さで重機で押し固めているというのが現場です。こういった経過を見ていきますと、今後伊自良や梅原の至るところが建築廃材のチップの堆積場になる可能性を秘めていると思わざるを得ません。

建築廃材をその柱や板の形のまま農地や土地に置いたら、それは善商の不法投棄事件、野積みの産廃と同じになるわけですね。それじゃ、今回のように建築廃材を分別して木の部分だけを細かくチップにする、これを農地に大量に敷き詰めたら一体どうなるのか、非常に素朴な疑問が湧いてきます。

そこで早めに問題を整理する必要があるということで、私は、これは複数の部署に関係しますので、助役にお尋ねいたします。

問題点を整理して状況を理解しやすくするために、まず、このチップを搬入して、地上部ですね、堆肥としてつくるとして山になっている部分と、まずその作業場所をつくるための地面をつくる、埋めるために使った造成用という部分、二つに分けて考えたいと思います。

実際に大森地区のこの堆肥用のところは、行けばよくわかりますが、約60の大きな山が積まれています。こういった現地の状況は、私のホームページに載せてますので、ぜひ遠くへ行けないという方はそこで現場をよく見ていただきたいと思いますけれども、そういった中で助役にお尋ねいたしますが、必要なら事業者に聞いていただきたいという形で通告しております。

まず、全体状況についてですけれども、この許可の破砕場で1日の入荷量に関して、今年3月まで、善商事件までの入荷量と、それが一たん表に出ているいろいろな動きがあった中で、5月以降の日平均の入荷量ですね、これはどの程度かということ。

それから、先ほど二つに分けましたが、上の積んである堆肥についてですけれども、まず現在積んである総量ですね。

それから、三つ目としては、堆肥としての持ち出した総搬出量ですね。

それから、4番目として、こういったチップというのは、すべてこの事業者の自社の分なのか、それとも他社の分も受け入れてやっているのかということですね。

それから、下の造成用の部分についてですけれども、まず大森地区についてなんですが、堆積しているおおよその深さですね。場所をつくるということでたくさん入れてますが、農地ですから沈んでいるということになります。堆積しているおおよその深さ。

6番目として、藤倉の方ですけれども、予定地の面積、それから、運び込んだ、埋め立てに使っているわけですけれども、総量ですね。

それから、7番目としてその深さですね。

それから、最近では、現地に行けばわかりますけれども、どうせ腐るから粗くてもいいということで破砕、チップの程度が非常に粗くなっているんですが、事業者はそのような破砕方法でいいと認識しているのかどうかということですね。

次に、これは行政という意味ですけれども、廃掃法、廃棄物に関する法律ですね、これを所管しているのは環境省なわけですけれども、こちらの見解を求めるということで質問通告しております。

まず、上の堆肥用ということについてですけれども、木くず破砕処理施設という許可があるわけですけれども、この許可というのは、破砕をすればよくて、あとのチップはいつでもいいんだという許可なのか、それともチップにしてチップを最終的にどのようにするのかというところまでも含む許可なのかということを確認していただきたい。

それから、今回の事業者というのは、1日で8時間操業、160トンという許可を得ていますけれども、その許可場所でチップをどれだけ保管していいのか、あるいは移動した先でどれだけ保管していいのかということですね。

三つ目は、そのチップの管理に関してですが、許可場所、移動先それぞれ不適正保管という言葉が行政は使うわけですけれども。そういう認識される量だとか期間ですね、何年ならとか、そういったことについてどういうふうな見解かということ。

次に、下の造成用のチップについてですけれども、農地に大量に造成用として運び込んで、実質的に土地をならしているわけですが、これはチップを移動して使用することとして許されるのかどうか。

五つ目に、木以外のプラスチックや金属が、現地に行けばよくわかるわけですね、そういうものが入っているということについては許されるのかどうか。

それから、六つ目として、木ということで、長年造成して置いておけば自然に朽ちていくわけですね。だからこのやり方が適正だと言うなら、建築廃材の木くずというのは、結局分別して破砕して、広げて固めておけばそれでいいんだということになってしまうわけですが、こういう素朴な疑問と不安に対して行政機関は一体どう回答するのかということ。

7番目として、この件についてですけれども、不法投棄という認定があり得るのかということですね。この業者たちの関係者の意図、搬入の方法を考えたときに、撤去すべき事案ではないのかということについての見解を求めます。

それから、最後ですけれども、山口市としてどうとらえるのかということですが、排出物、浸透水、周辺の区域など、堆積場がどんどん広がっていくということで、住民の不安や懸念があるわけですけれども、市はこれに対してどのように答えるのでしょうか。

そして、最後ですけれども、藤倉の農地の現場について、農業委員会、農地法ですね、

この問題はどうかということ。それから、市には土地開発の指導要綱がありますが、これについてどうかということ。同じ点について、大森地区はどういうふうに評価できるのかということをお尋ねいたします。

議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 寺町議員の御質問にお答えします。

まず、事業者に関しまして聞き取り調査を行いましたけれども、御質問のこの事業につきまして、関連事業者は2社ございまして、その1社の事業内容というのは、加工されたチップを有価物として購入しまして、土壌改良剤を製造している事業者でございます。ただ、その事業者の子会社でございますけれども、建築廃材や伐採木をチップに加工している事業者と2社ございまして、それぞれに調査いたしました。

建築廃材、いわゆる産廃処理でございますが、これは岐阜市に所在地がございまして、岐阜市が許可している業者でございます。それぞれに調査しましたので、それぞれにその内容を回答させていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、許可の破砕場での建築廃材の1日平均入荷量、これは今年3月までには71立方メートル、5月以降は100立方メートルでございました。

2点目でございますが、土壌改良剤として、現在まで積み立てられている総量は8,826立方メートルでございます。

3点目でございますが、再利用に供したと言える土壌改良剤の総搬出量でございますけれども、これは4,674立方メートルでございます。

4点目でございますが、搬入チップは全部自社分ということでございます。なお、大森の3カ所の約9,300平方メートルの農地に7,500立方メートルが搬入されております。この造成用に敷きならしましたチップも、土壌改良剤の原料として使用されているのが現状でございます。

5点目でございますが、堆積している深さ、これは約80センチでございます。

6点目でございますが、藤倉地区の面積は6,488平方メートルでございまして、運び込まれた総量は4,500立方メートルでございます。

7点目でございますが、堆積している深さは約70センチメートルでございます。

8点目に移りますけれども、破砕程度を甘くしていることについて事業者にお尋ねしましたけれども、適正と認識されております。

続きまして、2番目に入りますが、廃掃法を所管する環境省に照会して回答をしないということでございますが、チップを堆積している場所は山県市でございまして、山県市の産業廃棄物を管轄しているのは県でございますので、岐阜県の方に照会させてい

ただいで回答をさせていただきたいと思います。

上の土壌改良剤用についての1点目の御質問でございますが、許可に係る基準等として、技術上の基準及び維持管理上の基準など規定されておりますが、製造された有価のチップの取り扱いの方法及び形状についての規定はないということでございます。

2点目でございますが、チップの保管量及び期限の規定でございますが、許可場所及び山県市における破砕した後のチップについて、これも保管上限の規定はないということでございます。

3点目でございますが、許可場所におけるチップの保管量についての容量及び期間等の制限も、これもございません。また、山県市に保管されているのは、許可業者と異なる事業者が行っているものでございまして、この事業者は許可業者から加工したチップを購入し、半年で土壌改良剤を製造してございまして、廃棄物処理法の適用を受けないということになります。

次に、下の造成用についてのチップでございましての質問でございますが、4点目から7点目の御質問につきましては、同じ回答になりますので一括してお答えをさせていただきます。

山県市内で行われている行為につきましては、チップを利用した土壌改良剤を製造するものでございまして、廃棄物処理法上の不法投棄、あるいは不適正処分ではないと判断できまして、問題はございません。ただし、その加工されたチップをそのまま放置した場合は、廃棄物処理法の違反となるということでございます。

続きまして、3番目の1点目、住民の不安や懸念に対してでございますが、今までに許可場所内の貯水池と放流水の水質検査が実施されてございまして、異常がなかったと聞いておりますが、堆積している近くでの井戸水検査を実施していただいて、市の方へ報告するよう事業者に指導したところでございます。今後、市は不適正処理等がなされないよう、県とともに定期的なパトロールを実施し、監視していきたいと思っております。

続きまして、2点目でございますが、大森地区、藤倉地区の農地の現場について、市農業委員会との調整及び市土地開発指導要綱との整合に問題はないかということでございますが、平成14年度から旧伊自良村におきまして、大森地区の農地を借り受けて土壌改良剤の製造が行われておりますが、当時から農地転用許可に該当しないと見解を示してきたところでございまして、ところが、この判断は誤りでございまして、深くおわびを申し上げたいと存じます。

今後、大森地区、藤倉地区ともに市農業委員会との調整のもとに農地法による適切な指導に努めてまいりたいと考えております。

また、開発指導につきましても、農地転用許可申請が提出された段階で、事業内容をよく精査しまして、それに応じまして適切な指導に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、助役に再度お尋ねいたしますけれども、産業廃棄物の中でもコンクリートとかハイプラスチックなど、安定5品目というのは、シートを敷いただけの安定型処分場でいいと。これに対して、木くずというのはもう一つランクが上なんですよね。基準が厳しい、そういうものなので、僕は慎重に考える必要があるんだと思って心配しておりますけれども、そこで質問ですが、まず、今の業者の回答で、すべて自社だという回答でしたが、私は何度も現地に行っていて、たまたまある日、52立米、10トン運んできた超大型トラックが2台いました。運転手に聞きましたが、自分は運搬だけの業者で、京都から頼まれて運んで来た。この会社ではない。向こうの会社がつくったものを運んで来たといって2杯どんと置いていったんですが、そこで再度調査していただきたい。本当に自社なのかということ。

それから、もう一つですけれども、農地法の5条許可違反ということなわけですが、今後この4カ所のチップについて、どのように行政は対応していくのか。

その2点についてお答えください。

議長（藤垣邦成君） 嶋井助役、簡明に願います。

助役（嶋井 勉君） まず、自社の問題でございますけれども、私ども調査した段階では聞いておりませんが、一つ考えられますのは、京都の産廃業者さんからその業者さんが買い取って運んでいらっしゃる場合は、自社分だというふうに判断しておりますが、再度調査をしたいと思っております。

2点目の農地法の関係でございますが、現在既に山積みしてございまして、これを速やかに元の原形に復していただいて、農地法の申請を提出していただきたいというふうに指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 以上をもちまして、寺町知正君の一般質問を終了いたします。

議長（藤垣邦成君） 以上で、予定の一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

20日に予定いたしておりました一般質問は本日ですべて終了いたしましたので、20日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、20日は休会とすることに決定しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、これで散会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれにて散会とすることに決定いたしました。

なお、22日は午前10時から開会でございますので、よろしくお願いいたします。

また、本会議終了後、総務委員会を開催していただくことになっております。第2委員会室にて、2時からでございます。重ねて、議会報編集委員会が総務委員会終了後に行いたいということでございますので、第1委員会室にて予定されておりますので御案内申し上げます。

本日は長時間御苦労さまでございました。

午後 1 時49分散会

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第4号 12月22日(水曜日)

議事日程 第4号 平成16年12月22日

日程第1 討 論

- 議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第76号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例について
- 議第78号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第79号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第80号 山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 議第81号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第82号 岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約について
- 議第83号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第84号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第85号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第86号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第87号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議第88号 財産の取得について
- 議第89号 市道路線の認定について

日程第2 採 決

- 議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第76号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例について
- 議第78号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第79号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第80号 山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 議第81号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について

- 議第82号 岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約について
- 議第83号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第84号 平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第86号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第87号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議第88号 財産の取得について
- 議第89号 市道路線の認定について
- 日程第3 発議第8号 食品安全行政の充実を求める意見書について
- 日程第4 質 疑
- 日程第5 討 論
- 日程第6 採 決
- 日程第7 発議第9号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書について
- 日程第8 質 疑
- 日程第9 討 論
- 日程第10 採 決
- 日程第11 環境保全対策特別委員会委員長報告について
- 日程第12 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 討 論
- 議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第76号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例について
- 議第78号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第79号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第80号 山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 議第81号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について

	議第82号	岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約について
	議第83号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第5号）
	議第84号	平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第85号	平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）
	議第86号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第87号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
	議第88号	財産の取得について
	議第89号	市道路線の認定について
日程第2	採 決	
	議第75号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第76号	山県市公民館条例の一部を改正する条例について
	議第77号	山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例について
	議第78号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
	議第79号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
	議第80号	山県市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について
	議第81号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
	議第82号	岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約について
	議第83号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第5号）
	議第84号	平成16年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第85号	平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第4号）
	議第86号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第87号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
	議第88号	財産の取得について
	議第89号	市道路線の認定について
日程第3	発議第8号	食品安全行政の充実を求める意見書について
日程第4	質 疑	
日程第5	討 論	
日程第6	採 決	
日程第7	発議第9号	平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書について

日程第8 質 疑

日程第9 討 論

日程第10 採 決

日程第11 環境保全対策特別委員会委員長報告について

日程第12 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告について

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（21名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
18番	藤垣邦成君	19番	小森英明君
20番	村瀬伊織君	21番	大西克巳君
22番	久保田均君		

欠席議員（1名）

17番 村橋安治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林囿之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	岡田達雄君

教育次長 室戸弘全君 総務部次長兼 企画部次長 和田真吾君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林宏優 書記 堀達也

午前10時00分開議

議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 討論

議長（藤垣邦成君） 日程第1、討論。

ただいまから討論を行います。

議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、議第89号 市道路線の認定についてまでの討論を行います。

なお、討論は簡明にお願いをいたします。

最初に、反対討論をどうぞ。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は、議第77号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例についてと、議第88号 財産の取得についてのこの2議案につきまして、反対の立場から討論をいたします。

文化の里花咲きホールの設置に関する条例につきましての条例の各文面につきまして、特に異論があるものではありませんけれども、施設の使用料につきまして、やはり、1時間当たり幾らというふうに定めている使用料に、消費税を勘案した分を上乗せをしてあるというふうにこれは受け取らざるを得ない使用料の提案になっております。

私たち、国民、市民は、国民、市民として文化的な活動を十分できるようにするために、国税やまた地方税によって税金を納めておりますが、そして、その税金によって必要な施設を整備をしているわけでありまして、その上に、使うときにこのように消費税を上乗せするような形で取られるということは納得できない部分が大きいわけでありまして、地方自治体のこの分につきましては、結局雑入として処理をされるしかなくて、国もその分についての納税については、みなし規定によって義務づけていないところであります。

そうしたことをいろいろ勘案しまして、一般市民の文化施設または教育施設の使用について、このような消費税を上乗せするような形での提案は認めることができません。

ほかの施設につきましても、私は教育委員会で特に検討をされるように、見直しをされるように求めて、反対の討論とします。

そして、次の議第88号につきましては、岩佐地域におきます共同アンテナの組合の施

設を市の有線テレビの施設として買い取るという議案ではありますが、この有線テレビの事業につきましては、私はいかにも拙速な進め方だったという感想、今でもこれは消えるものではありません。まず、加入金の問題につきましては、やはり市民の中には非常に負担が重いという方もいらっしゃいますし、不満があるという方の声もお聞きをしております。また、一般企業につきましても同じ加入金ということで、ほかの水道事業などと比べましても全く整合性がありません。やっぱり十分な議論をし、そして市民との間の議論もしながら、時間をかけて進めるべき事業であるというふうに考えておりますので、この案件についても賛成することができません。

以上、反対討論とします。

議長（藤垣邦成君） 次に、賛成討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

討論はないものと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

日程第2 採決

議長（藤垣邦成君） 日程第2、採決。

ただいまから、議第75号から議第89号までの採決を行います。

最初に、議第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議第76号 山県市公民館条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第77号 山県市文化の里花咲きホールの設置に関する条例について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと

おり決しました。

議第78号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第79号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第80号 山口市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する協議について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第81号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第82号 岐北衛生施設利用組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第83号 平成16年度山口市一般会計補正予算（第5号）、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第84号 平成16年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第85号 平成16年度山口市水道事業会計補正予算（第4号）、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第86号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第87号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第88号 財産の取得について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

議第89号 市道路線の認定について、本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第3 発議第8号

議長（藤垣邦成君） 日程第3、発議第8号 食品安全行政の充実を求める意見書についてを議題といたします。

事務局朗読願います。

（事務局朗読）

議長（藤垣邦成君） 提案者に提案理由の説明を求めます。

村瀬伊織君。

20番（村瀬伊織君） お許しをいただきましたので、提案理由の説明をいたします。食品安全行政の充実を求める意見書についての提案説明を申し上げます。

平成13年9月の日本におけるBSEの発生や、無認可添加物、無登録農薬の使用など、日本の食品安全行政や食品事業者への不信と、食品の安全に対する不安は高まっております。

政府は、平成5年5月に食品安全基本法を成立させ、7月には食品安全委員会がスタートをいたしました。安全性の評価を行う機関として、農林水産省、厚生労働省などの安全管理を行う機関から分離して設置されたことは、これまで以上に公正な判断を行う上で前進したといえるが、食品安全基本法の目的規定において、消費者の権利が盛り込まれておらず、リスク分析においては科学的評価が強調され過ぎている。今後、食品の安全性評価をどのように行うのか、消費者に軸足を置いたリスク管理は実現するのか、また利害関係者間での双方向の討議が担保されているのかといった不安や課題が残っている。

よって政府においては、食料が安心・安全・安定的に供給されるよう一層の食品安全行政の充実を図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

岐阜県山県市議会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

農林水産大臣 島 村 宜 伸 殿

厚生労働大臣 尾 辻 秀 久 殿

以上であります。

十分な御審議を賜り、御決定いただきますよう、よろしく願いをいたします。

日程第4 質疑

議長（藤垣邦成君） 日程第4、質疑。

発議第8号 食品安全行政の充実を求める意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はないものと求めます。よって、これをもちまして、発議第8号 食品安全行政の充実を求める意見書についての質疑を終結いたします。

日程第5 討論

議長（藤垣邦成君） 日程第5、討論。

ただいまから、討論を行います。

発議第 8 号 食品安全行政の充実を求める意見書についての討論を行います。
最初に、反対討論はありませんか。
賛成討論もございませんね。
討論はないものと求めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第 6 採決

議長（藤垣邦成君） 日程第 6、採決。

ただいまから、採決を行います。

発議第 8 号 食品安全行政の充実を求める意見書について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第 7 発議第 9 号

議長（藤垣邦成君） 日程第 7、発議第 9 号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書についてを議題といたします。

事務局朗読願います。

（事務局朗読）

議長（藤垣邦成君） 提案者に提案理由の説明を求めます。

渡辺政勝君。

1 4 番（渡辺政勝君） 提案説明をいたします。

地方分権推進のためには、税源確保と財政の確立が重要な課題でございます。しかしながら、さきの政府の進める三位一体の改革の中では、全国知事会を初めとするいわゆる地方六団体とのやりとりの中では決着をみたのも、地方分権確立のためにはほど遠い結果であったということでございますけれども、お手元の資料を朗読を申し上げ、提案説明といたしますので、よろしく願いいたします。

平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書について。

平成16年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、財政運営に支障を来たすとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となった。

平成17年度政府予算編成においては、平成16年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来たさないようにすべきである。

よって、国は、平成17年度政府予算案編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう、以下の事項についてその実現を求めるものである。

記

- 1．昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来たすことのないよう、平成17年度の地方交付税総額は、少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。
- 2．税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財源補償を強化して対応すること。
- 3．地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な、不合理な削減は絶対認められないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

岐阜県山県市議会

衆議院議長 河野洋平様

参議院議長 扇千景様

内閣総理大臣 小泉純一郎様

内閣官房長官 細田博之様

郵政民営化・
経済財政政策担当大臣 竹中平蔵様

総務大臣 麻生太郎様

財務大臣 谷垣禎一様

意見書の提出先は、以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 提案者の説明が終わりました。

日程第8 質疑

議長（藤垣邦成君） 日程第8、質疑。

発議第9号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はないものと求めます。よって、これをもちまして、発議第9号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書についての質疑を終結いたします。

日程第9 討論

議長（藤垣邦成君） 日程第9、討論。

ただいまから、討論を行います。

発議第9号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論もありますか。

討論はないものと求めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第10 採決

議長（藤垣邦成君） 日程第10、採決。

ただいまから、採決を行います。

発議第9号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書について、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

暫時休憩します。

議場の時計で、10時40分まで休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11 環境保全対策特別委員会委員長報告について

議長（藤垣邦成君） 日程第11、環境保全対策特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

環境保全対策特別委員会委員長の間接報告を求めます。

委員長 大西克巳君。

環境保全対策特別委員会委員長（大西克巳君） 御指名を受けましたので、環境保全対策特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、去る11月29日に、全委員11名と市民部長、産業経済部長、農林水産課長、

環境衛生課長と新たに本委員会からクリーンセンター所長の出席のもと、委員会を開会いたしました。

付託されている案件の中、ごみ焼却処理の歴史についてクリーンセンター所長より説明を受けました。

直接焼却する従来型の焼却炉からガス化溶融炉に開発が進捗されてきた状況の説明を受け、さらに現在のごみ処理施設の種類及び方式等、施設の図解説明を受けました。山県市においては、現在のところ、岐阜市に依頼中にて建設場所、種別、予算等、今後の課題として調査研修する必要があるので、本委員会は実働している他市の施設を見学するよう質疑がありました。

次に、前回現地視察した畜産環境公害について現状説明があり、委員から、市民の苦情に対する対応及び指導、浄化槽使用の適正化等の質疑があり、来年度は畜産公害に市行政として積極的な施策が早急に行われるよう、相応の予算を要望する意見がありました。

この問題は、市の住みよいまちづくりのためには、市民に与える公害、特に糞尿の異臭対策等は早急に必要な事項でございます。

以上、簡略した面もありますが、本委員会の中間報告とします。

本委員会といたしましては、付託されている案件のごみ処理及び畜産環境対策について、今後においても調査研究を必要としていますので、継続審査することを希望し、委員長報告といたします。

議長（藤垣邦成君） 委員長報告が終わりました。

ただいまより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

質疑はないものと求めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

先ほど、環境保全対策特別委員会委員長 大西克巳君から付託案件を継続審査とするよう報告のありました件を議題とし、再付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は環境保全対策特別委員会に再付託することを決定いたしました。

日程第12 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について

議長（藤垣邦成君） 日程第12、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の間接報告を求めます。

委員長 横山善道君。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（横山善道君） 御指名を受けましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る12月8日、委員会を開催いたしました。

出席者は、委員10名全員が出席、執行者側より基盤整備部長、建設課長、都市計画課長、東海環状自動車道対策監の出席を求めました。

今回で2回目でもあり、東海環状自動車道の建設工事現場を視察することとしていました。議会事務局長より日程説明を受け、視察地、美濃・関ジャンクション工事現場及び美濃加茂インターチェンジ工事現場を視察することにいたし、視察地へ赴きました。

美濃市における美濃・関ジャンクション工事現場及び美濃加茂市の美濃加茂インターチェンジ工事現場において、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所事業対策官と日本道路公団岐阜工事事務所副所長の2名の方より、工事概要及び事業期間について説明を受けました。

帰庁後、会議を再開いたしました。特に質疑はなく、基盤整備部長から、国道418号期成同盟会の活動報告、都市計画課長から東海環状自動車道規制同盟会の活動報告及び国道256号バイパス下り線のトンネル開通式の期日について報告がなされました。

本特別委員会も、今後、調査研究を行い、適切な事業推進を図る必要があり、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査することを希望し、委員長報告といたします。

議長（藤垣邦成君） 委員長報告が終わりました。

ただいまより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

質疑はないものと求めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

先ほど、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 横山善道君から付託案件を継続審査とするよう報告のありました件を議題とし、再付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がないものと認めます。よって、本案は東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に再付託することを決定いたしました。

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告について

議長（藤垣邦成君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、閉会中の所掌事務調査についての報告を求めます。

委員長 久保田 均君。

議会運営委員会委員長(久保田 均君) 議会運営委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会は、閉会中に3回開催をいたしました。

10月5日、委員5名と助役、総務部長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

協議事項は、第4回定例会の日程等についての協議と、予算、決算の審議の方法として行っている分科会方式を、今後においては分科会に付託しないで行ったらどうかということになり、3月の新年度予算審議前の全員協議会で審議いただくことになりました。

11月19日、委員5名と助役、総務部長、企画部長の出席を求め、開催いたしました。

協議事項は、第4回臨時会提出予定議案及び会期の日程についてであります。

11月26日、委員5名と助役、総務部長、企画部長の出席を求め、開催をいたしました。

協議事項は、第4回定例会提出予定議案、会期の日程、議会運営委員会の閉会中の審査、意見書の取り扱い等について協議をいたしました。

議長諮問による意見書4件の取り扱いについては、そのうち2件は関係常任委員会に付託、2件については取り上げないということになり、その旨、議長に文書で報告をいたしました。

以上で、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長（藤垣邦成君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はないものと求めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（藤垣邦成君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました本

会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 発議第9号の提案説明を発議者の方が行われたわけですが、その中で、私がお聞きした限りでは、その文面を見ても、16年度を指しているとは伺いましたが、発案者の方は「16年度」というふうにはおっしゃらずに、「昨年度」だったか「昨年」だったか、そういう言葉をお使いになったんです。今、昨年という言葉が使われますと、15年度ということになりますので、発議書の文面とも違ってくるといふことになりますので、そこは正確に16年度なら16年度というふうにしていただきたいというふうに思うんです。訂正していただきたいと思うのですが。

議長（藤垣邦成君） これで本日の議事日程はすべて議了いたしました。

会議を閉じます。

平成16年第4回山県市議会定例会を閉会いたします。

長時間ご苦労さまでございました。

午前11時53分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 藤 垣 邦 成

6 番 議 員 村 瀬 隆 彦

21 番 議 員 大 西 克 巳